

議 事 日 程

令和4年第4回浜中町議会定例会

令和4年12月7日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	調 査 報 告	議員定数等調査特別委員会調査報告について
日程第 7	認定第 1号	令和3年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 8	認定第 2号	令和3年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 9	認定第 3号	令和3年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 10	認定第 4号	令和3年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について (決算審査特別委員会報告)
日程第 11	認定第 5号	令和3年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ いて (決算審査特別委員会報告)
日程第 12	認定第 6号	令和3年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 13	認定第 7号	令和3年度浜中町水道事業会計決算の認定について (決 算審査特別委員会報告)
日程第 14		一般質問
日程第 15	議案第78号	浜中町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第16	議案第79号	浜中町議会議員及び浜中町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第80号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第81号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第19	議案第82号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第20	議案第83号	公用車事故被害者損害賠償について

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和4年第4回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、3番秋森議員及び4番小松議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員会報告のとおり、本日から8日までの2日間としたい
と思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から8日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日、第4回浜中町議会定例会に議員全員

のご出席をいただき誠にありがとうございます。先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（佐藤健二君） 改めまして皆さんおはようございます。先の議会からこれまでの教育行政の主なものについてご報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 議員定数等調査特別委員会調査報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議員定数等調査特別委員会報告をします。

本件については、議員定数等調査特別委員会で事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（内村和樹君） (調査報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 委員長より報告を求めます。

11番中山議員。

○11番（中山真一君） (口頭報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 本報告に対し質疑があればこれを行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

本件はこれをもって報告済みといたします。

-
- ◎日程第7 認定第1号 令和3年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第8 認定第2号 令和3年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について(決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第9 認定第3号 令和3年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について(決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第10 認定第4号 令和3年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について(決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第11 認定第5号 令和3年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて(決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第12 認定第6号 令和3年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について(決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第13 認定第7号 令和3年度浜中町水道事業会計決算の認定について(決
算審査特別委員会報告)
-

○議長(波岡玄智君) 日程第7 認定第1号ないし日程第13 認定第7号を一括議
題とします。

本件については令和4年第3回定例会において提案され、10人の委員によって構成
する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付託の上、閉会中の継続審査とし
ていたものです。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

3番秋森議員。

○3番(秋森新二君) (口頭報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これから認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定を可とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定

しました。

◎一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第14 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。質問事項は大きく2項目であります。最初の質問は津波避難対策緊急事業計画の内容についてであります。1点目の質問はこの津波避難対策緊急事業計画は、改正特別措置法による特別強化地域に係る避難施設などの整備計画を、市町村の整備計画に基づき、知事の意見、内閣総理大臣の同意を得て作成することになっております。令和5年度当初から事業を実施するには、11月中に計画案を作成し、関係省庁との調整を行い、調整後に内閣府への事前協議を経て、正式協議する流れで概ね3カ月程度の期間を要すると町長から先に答弁をいただいております。既に計画案が作成されていることを前提に以下伺ってまいります。

1点目、この計画に盛り込まれる事業は津波避難困難地域の避難対策検討会報告書の内容と地域との協議を踏まえるとともに、総合計画の実施計画に記載されている事業で特措法の補助対象事業に該当するものを可能な限り盛り込み、具体的な事業計画を早急に作成したいと答えています。総合計画実施計画書のように事業名、事業内容、期間、全体事業費、そして、各年度の事業内容と事業費、財源内訳について伺います。メモするのでゆっくりとお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。津波避難対策緊急事業計画は、議員おっしゃいますとおり、現在、計画案の事前協議中で、国、道と内容の調整を行っている段階でございます。総合計画実施計画書のような内容で伺いたいということでございますけれども、緊急事業計画の事業名につきましては、すべて津波避難対策緊急事業の都市防災総合推進事業という名称で、その中で地区名、施設名、事業量、これを示すという形になってございます。事業期間は全体で令和5年度から9年度までの5年間となります。事業内容は、国の交付金対象事業のみの計画ということで、計画の中身は丸山

散布の人工高台2500㎡の整備、新川東、霧高の既存施設、避難階段等設置、避難場所767㎡の避難施設の整備、琵琶瀬、仲の浜、新川西各160㎡それと、暮帰別300㎡の室内避難場所を備えた津波避難タワー整備となっております。全体の事業費は、16億3710万円となっております。

次に各年度の事業の内訳でございますけれども、令和5年度人工高台整備に2億3480万円、霧高既存施設の避難施設整備に3630万円、津波避難タワーの基本設計に4200万円、合計いたしますと3億1310万円。令和6年度は津波避難タワーの実施設計に2400万円、令和7年度は津波避難タワー建設1基で3億円、令和8年度は津波避難タワー建設1基で3億円、最後の令和9度は津波避難タワー建設2基で7億円という形になっております。財源の内訳でございますけれども、国の交付金を事業費の3分の2として全体で10億9130万円。残りは町費負担ということで、公共事業等債を4億9100万円程度想定しているというところであります。なお、この計画でございますけれども、現在調整中ということでもありますので、今後、変更もあり得るところになってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） なかなかメモを取るとというのが、昔は全部書けたんだけど、なかなか取れなくなりました。全体事業費としては3億1310万円というタワーの部分があるようですけども、いずれにしても、津波対策にかかわる事業ということで、丸山散布の人工高台、それから避難タワーについては琵琶瀬、仲の浜、新川、それに加えて暮帰別もということでもございました。これについては琵琶瀬から仲の浜、新川、暮帰別含めて456世帯あって、974人ということで、この人がたを対象にということで計画をされているというふうに事前に伺っておりましたけれども、琵琶瀬、仲の浜、新川については面積的にはちょっとメモとれませんでしたけれども、160人ぐらいの人達を収容したいということでしたね。それから、暮帰別の避難タワーについては、今回初めて出てきたものですから、ちょっと私が過去に聞いた中では霧多布高校の屋上に至る階段を設置して避難場所にする、それから総合体育館を改修してそこに避難していただくということで、避難タワーの話はなかったわけですけども、これについて最大何人くらい収容するのか、暮帰別についてこれも他の3地区と同じくらのこの160人ということで考えておられるのかどうか、それをお聞きしておきたいと思っております。

それと今、大まかな部分での説明を受けました。その中で、私ずっと避難タワーにつ

いて10年来諮問し続けておりますけれども、場所によっては必須調査ということで、ボーリングなんかも、必要になってくるのかなっていうふうに思っています。それで、そんなことで総事業費が上がってくるのかなっていうことで、全体事業費が16億3716万円という数字が先ほど示されましたけれども、そのことで理解してよろしいでしょうか。一応それだけまず確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず暮帰別の避難の関係でございますけれども、暮帰別と新川の東地区の地域が一体化しているということで、こちらについては当初、霧多布高校の校舎、それと総合体育館の建物の屋上というようなことで考えておまして、こちらについては、それぞれ高校で490人、総合体育館について130人、ただ、霧高の方は3階ありまして、屋上あるいは3階の校舎の中も浸水しないという基準水位を出している場所ということで使えるだろうというような判断がされておりますけれども、総合体育館につきましては、建物が事務所の上なんですけれども、2階部分しかないということで、屋上へ避難するということになりますと室内の避難という形にならずに、結局寒さにさらされるというような避難場所になるというような状況もございますので、そこら辺の解消をしなければ、避難場所としては使えないであろうというようなことがございまして、それで、先般、検討会の報告書出されておりますけれども、この分については総合体育館の方も検討しながらそこがだめな場合、やはりタワーが必要であろうというような報告書の内容になっているということであります。霧高だけっていう考えもございましたけれども、やはり霧高から暮帰別の東2丁目、西2丁目が、やはり500m以上距離が離れていると、距離的な部分でやはり避難に間に合わないというような状況からやはり暮帰別地区にも避難タワーが必要であろうというようなことで、そういうような計画になったということでございます。それでとりあえず、この暮帰別の避難タワーにつきましては400人強程度、収容できるような施設ということで考えてございます。

次に全体事業費なんですけれども、議員おっしゃいますとおり16億3710万円という金額でございます。4カ所あります津波避難タワーの計画でございますけれども、やはり地質調査、ボーリングを実施することによってやはり基礎部分の作り方が変わってくると、要は安定地盤まで杭を打ち込むという形になりますので、その点でやはりタワーごとの造りっていうか、強度が変わってくるということでありますのでご理解をお

願いしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ありがとうございます。総合体育館については屋上の方に寒さを防げる施設がつかれないということからタワーに変更するという内容になるのかなということで十分理解しました。それで、400人程度を収容するようなタワーっていうことで、これも理解をさせていただきました。ありがとうございます。丸山散布の人工高台なんですけれども、これについては何年頃から着手して完成目処って言いますか、この事業費についてもちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。丸山散布の人工高台につきましては、現在、実施設計を行っているということで、その実施設計の中で出された事業費ということで、2億3480万円という状況になってございます。この分につきましては、以前より地域からの要望もございまして、いろんな形で検討が行われてきたということで、結果的に最終的には丸山散布の市街地の近くに高台を設置するという形に落ちついているところでございます。それでこの事業につきましては、令和5年度に、今のところは実施をしたいということで計画を出させていただいているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 第6期の浜中町まちづくり計画の令和2年度から令和4年度の実施計画がありまして、この中には丸山散布の避難道路の実設計委託ということが記載されておりましたけれども、実質的には避難道路じゃなくて人工高台というふうに変わったっていうことで、かえってその方が地域にとっては近くて安全なところに車ごと避難できるっていう状況になるわけで、これはよかったなっていうふうに思っています。その他の防災体制の整備ということで22ページに5カ年部分があるんですけれども、霧多布高校の避難階段の設置事業のみが、令和3年度に計画されておりましたけれども、これも延びていると。先送りっていうことになるんでしょうけれども、このくらいなんです、ハード事業っていう部分では。これに今後、今の避難タワー等が乗っかってくるということで、これも早く整備が期待されて、多分、もう令和2年度から令和4年度ですから、今度、令和5年度からの実施計画書ができるんだろうと思いますが、これにきちっと反映させていただきたいということを申し述べさせていただきたいと思

います。

そんなことで次の質問に入ります。この事業計画の計画期間が5年ということで、この期間内に整備する必要があるわけです。それで、津波避難タワーの建設計画についてはまず新川西地域入り口の大きなカーブ周辺、仲の浜の田中鉄工さん付近、それと琵琶瀬小学校グラウンドの3カ所分、この他、先ほど説明がありました暮帰別東地区に設置をされるということで4カ所になるんですね。それで、それぞれボーリング調査ですけれども、4カ所やるのかどうか、やる場合については1カ所当たり何本の掘削調査ね、ボーリングをするのか、それをお知らせいただきたいと思います。それと基本設計、実施計画を立てて建設するわけですけれども、この年度、それぞれのタワーにかかる調査設計がいつやって地質調査についても一気に4カ所のボーリング調査をするのか、あるいはその基本実施設計これらについては多分類似した施設になると、暮帰別だけが収容人数が大きいわけですから別になるわけですけれども、これらについて他の3地区について一気に基本設計、実施設計、これできるんじゃないかなと思います。その辺の見解、それと最後に建設場所の優先順位、どの地区から建設を始めていく予定なのか、それが決まっていればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） まず地質の調査、ボーリングの関係でございますけれども、こちらについては一つの避難タワーにつきまして、今のところ2カ所のボーリングを行っていくということでありますので、4つの避難タワーを予定しているということでありまして、8本ボーリングを行うということでございます。これは予定される場所の端と端で、例えば四角形であります、上の右側から下の左側っていう感じでボーリング調査することによりまして、その地域の中の地質の状態が推測できるということでございます。それと新川西、仲の浜、琵琶瀬のタワーの関係でございますけれども、こちらについては同規模の施設を検討していると地質の違いございますので、基礎の部分については差は出てくるというふうに考えますけれども、上屋の部分については基本的には同規模を検討しているということでありまして、そのため、測量を含めて地質調査、基本設計、こちら令和5年度予定で実施設計令和6年度ということで、これは同時期にすべて実施をしていきたいというふうに考えてございます。

次に優先順位というお話でございますけれども、緊急事業計画の中では琵琶瀬が7年、新川西8年、仲の浜9年という形で事業年度、工事の実施年度を区切らせていた

いているということをございますけれども、今後、まだ具体的な詳細な場所の選定もまだ終わっておりませんし、町有地もございますけれども、民有地もございますので、その取得の手続きの部分、あるいは先ほど言いましたけれども、地質の状況、また、財政的な状況も踏まえて今後建設順番については総合的に判断して整備をしていきたいというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、令和9年度が最終年度という形の5年から9年の5カ年の期間で実施して整備をしていくということでございますので、ご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ちょっと聞き漏らしたので、確認をさせていただきたいのですが、優先順位ですけれども琵琶瀬が7年度っていうふうに聞きました。仲の浜、新川、暮帰別は。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 先ほど説明に誤りがございました。琵琶瀬が7年度、新川西が8年度、仲の浜が9年度というような順番で計画を立てさせていただいているというところございます。暮帰別も9年度という形になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 地質調査の関係ですけれどもよくわかりました。四角い建物であれば対角線上に2本ずつ杭を入れるということですね。

それと、新川、琵琶瀬、仲の浜については同規模のタワーなのでこれは一気に発注をしたいと。フローリングについてもそういうことですね、一気に発注するというございますので理解をしておきます。

それと優先順位ですけれども、その前に、これは基本設計については、今年度中に全タワーについての基本設計を行って、実施設計は6年度に行うということ、順次順番としては本工事については7年度から9年度までの間にすべてやりたいということですね。私思うに本当に地域住民の声っていうのはもう東日本大震災からもう10年近く経っていつ来るかわからない、こんなに経っているんだから命を守るためには一刻も早くという声が出ていますよね。そんなことで今やっとな緊急事業計画ができて、今、国と協議している状況でありますけれども、これらをできるだけ早期に協議を整えて許可をもらって、令和5年度からでも実施設計を組むというようなことにならないでしょうか。1年早めるっていう。仲の浜と暮帰別が9年度の最終年次っていうことじゃなくて

これも1年に1個ずつできるのであれば、令和5年度から順次着手していくっていうような形にすれば私はうれしいなって、地域の住民人達も安心してそれを待っていられるのかなって、安心してくれるんでないかなっていうふうに思うんです。それで、全体的には今、室長のほうから答えがありましたけれども、9年までに全部整備したいということで、9年まで大きな地震、震度7以上の地震がこなればいいなっていうふうに思っているわけですけども、特に私は琵琶瀬は旧小学校グラウンド用地を計画しているということで、過去にはあそこは校舎もあるからあの辺はボーリング調査もしているでしょうけども、実際建てる場合はその地質がどうなっているかわからないから調査をするんだっていう、話も聞いております。それは正解だなっていうふうに思っていて、建てやすいところからまず始めるということからすれば、琵琶瀬は7年になっていますけれども5年度から始めてもいいんじゃないかなって、前倒しをするようなことも含めて考えてほしいな。それから仲の浜と新川西については、湿原内、仲の浜は特に湿地帯だと思うんです。それで、ちょうどMGロードと琵琶瀬高台に避難する、ちょうど仲の浜地区も半分から分かれるんですよ、車で避難の場合はね。それで、今回の避難タワーというのは車は使えない、徒歩で避難する場合のことを考えておりますから、半径500m範囲で避難する場合には一番遠い危ないところなんですよ。車で例えば新川西なり琵琶瀬の前浜の人達が車で避難できていても、その途中途中で道路が決壊していたり電柱が倒れてきたりっていうことで、避難できない場合があるということで、私ずっと仲の浜地区で一番切実にそういうことを感じているものですから、ずっとやってきたのはそこなんですよ。それで、できればっていうことで思ったんですけど、仲の浜を早くやってほしいなと。ボーリング調査、どこが優先っていうことでもないんだろうけれども、財源が確実に付く、それであれば一番危険な地域に住んでいる住民の命を一番先に助けてもらおうと。新川西の大きなカーブ周辺は地盤的にはそんなに悪くないと思うんです。組合の倉庫がある近くでしょうから。そんなことで、そのような考えがあるのかどうか。私はそういうことでずっと今まで質問を繰り返してきたんですけども、再度確認をさせていただきたい。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず事業の前倒しの件でございますけれども、計画では5年度に基本設計、6年度に実施設計で7年目以降に工事というような中身になっております。これは基本設計の前段の段階で、先ほど言いましたけど地

質調査だとか、あるいは測量、こういうものも必要になってくるということがございます。この地質調査の関係もコンサルに聞いたところによると6ヶ月程度かかると、その後、基本設計に入っていくと。基本設計も通常の基本設計の他に波圧対策っていう要するに波の力に耐えられるかどうかっていう関係だとか、あと漂流物にぶつかる、こういう部分の計算あるいは仙窟、下の部分地面を削られると、こういう部分も考えて検討を行うということですので、ボーリング等で6カ月、その後そういう基本設計って形になりますと、やはり1年までは経たなくてもそのくらい近くかかるのかなと。その後実施設計という形になりますので、私どもとしては計画の段階では5年、6年と、それで7年からというような形にさせていただいたと。ただ、これを進めていく段階で早めに状況が完了するようであれば、それは早めに事業を開始するというのも、十分可能なのかなというふうに思っております。また計画の関係についても、年に2度、3月、9月で変更協議できるという内容になっておりますので、そういう部分では実施時期については柔軟に対応させていただきたいと思っております。また、順番の関係については先ほど言いましたけれども、やはり3カ所ございまして仲の浜地区が一番危険性が高いというようなお話がございました。そういう考えも理解はしているところでございます。そういう状況でありますけれども、やはり順番につきましてはいろんな調査を状況を踏まえた中で決めていきたいと思っております。例えば仲の浜の関係者につきましては琵琶瀬方面に避難するMGロードに避難するっていうことですね、その途中で例えば車が使えなくなった場合、琵琶瀬にタワーがあればそちらに逃げ込むということもできますでしょうし、新川西の方に逃げ込むということも可能だろうという部分もあります。そこらへん含めて総合的に判断して、今の段階でどこが一番必要だということとは言えませんが、今後、基本設計の中で十分検討して判断をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 事業の前倒しについて改めてお伺いしますけれども、ボーリング調査が令和5年度中に終わると。それでは令和7年度に一タワーを作ると。それはやりやすい方からだからいいんですけれども、要件が整って仲の浜みたく盛土はしてあるんだけれどもさらに盛土が必要だとか、そういうボーリング調査の結果があるかもわからない。それはよく承知しております。そういう中でもそういった調査が終わった段階での基本設計、それから実施設計に向けては新川と仲の浜と一緒にやっても構わないん

じゃないですか。同時期にやるっていうことも。だから令和8年度に新川をやるっていうときに、仲の浜も令和8年度にやると、一緒に2基やるということだって、金額的には先ほどの話では3億円ずつですよ。ですから1年間、8年度の年には6億円のお金が出るわけですけども、これだってね、最後の年の暮帰別の設計の金額、ここでいくと400人ぐらいのタワーですから相当規模大きいですよ。そうなってくると事業費が増えるわけだから、そういうことからいけば平準化を均していくのであればそういうやり方もあると私は思うんです。ぜひその辺検討してほしいと。できれば町長から答えていただきたいです。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今課長の方から回答しておりますけれども、今の段階では今決められたのは5年から9年、事業費が16億円、割ったら3億円というふうになっています。まず今計画なんです。計画を詰めている。それはこっちとしてはもう年度を詰めてでもやりたいと思っています。今の計画ではこの状況だということでもとらえてもらいたいと思います。担当含めて町長も含めて少しでも早くやりたいと思っています。ただ、うちだけの事業じゃなくて隣の町、それから管内も超えた町も含めて一斉に千島海構沿いの事業が始まりますから、本当にちょっと見えない部分もありますけども、こんだけ期間も含めて決められたんですから、何とかその中に潜り込んでいきたいというふうには思っておりますので、まず、今のは計画だと。だけど実際に始まるとして調査設計も入って実施設計もやるとなると、一つの工事を考えたらそのぐらい期間かかるんですよ。地質調査からそして最後に実施設計となると時間がかかります。少しでも早めていくようなことで進めていきたいと考えています。ただ、国の事業で予算が決まって全体事業費も決まっていますから、そういうことで16億円を5年間で割るとすればこういう流れになるという今の段階の計画であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員

○1番（川村義春君） 町長が答えたとおりだと私は思うんです。全体事業費で16億円かかると、それをタワーを4つなり、それから人工避難場所、それをつくるとなれば単純に割ったって3億円だよっていうことが出てくる。だからそれは実施設計が出てきて初めて事業費が確定されるんでしょうけれども、私は建設年度を1年でも早くするっていうことからすれば、一番危ないところだと思っている地区、少なくとも新川と仲の浜を同一年度に建てても3億円と計算されているのであれば、同じ規模、その10mが

場所によって1.2mにするだとかそういう形であればあれだけでも、今の基準浸水水位からいけばクリアできるということですから、私は1.0mでもいいと思うんですけども、同じ設計の中でやるとすれば、もう既に設計が前の年の6年度に終わるわけですから、そしてそれに基づいて令和7年度が琵琶瀬ですよ、8年度までかかればその間に盛土が必要であれば盛土をしたり基礎的な部分もできるんじゃないかっていうことの発想ですから、そういうことで前倒しについて考えていただきたい。町長の言われるとおり浜中だけではないのはもちろんわかっています。そんなことで、道内の中でいくと沿岸地域で39の市町がこの強化地域に指定されているっていうことですから。だから浜中だけのことを考えていくわけではないけれども、国土強靱化を国が申し出ておりますし、その中で特措法も改正されているわけですから、ぜひそういう方向で進んでいただきたいということを申し述べておきたいと思います。町長からは力強いもう1年でも早く整備したいという言葉をお聞きしたので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから3点目に入りたいと思います。財政的負担の大きい津波避難タワーを初め、避難施設整備に係る町負担3分の1の財源対策は、公共事業等債の活用しかないのか。南海トラフ対策では、県が国庫補助3分の2の残りの市町村分3分の1を全額負担したという例もありますけれども、北海道から市町村分の補充はあるのかということ、伺いたいと思いますけれども、今月の3日の新聞報道で北海道はこの特別強化地域に指定された太平洋沿岸地域に避難施設を整備する場合は、費用の一部を補助するっていう報道が出ておりました。この動きについて、あわせて町長に伺いたいんですが、39市町の中でそれぞれの首長がちょっと評価しているというのはありがたいなっていうことだと思っているということでコメントが出ていましたけれども、うちの町としては、町長はその内容を把握しているのであれば具体的なその内容についてお知らせをいただきたいと思います。それと今後はその町村会を通じて陳情だとか要望だとかっていうふうな、これからはなっていくんでしょうけれども、どういうふうにして動いていくのか、議会を含めた要望活動等については検討されているのかどうか、この辺をお聞きしておきたいと思います。よろしくお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今のご質問でありますけれども、このことについて道新でも新聞報道がありました。これはあくまでも2日の道議会の中で鈴木知事に対して一般質問という形で負担の関係のご質問が出されて、今議員が言われたような回答で陳情をしたとい

うことで報道されました。それから道の町村会からもそういう報告が来ています。直接町に。ですから市長会にもいっていると思います。これは何かというと町村会含めて全道の町村会それから市長会含めて知事に今までやってきていることなんですよ。その結果、町村会通じて知事からこういう発言がありましたということでの回答しかもらっていません。それがいくら率にして出してくるかそれはわかりません。知事も新聞報道の中ではこれからの予算の配備で報告するっていったらおかしいですけど、そこで明らかにするというふうになったと思うんですけど、今どこまでできるかわかりませんが、道としては少し良くなったのかなっていうふうに思っております。ただ、本当にそれがなかったら、道が出さなかったらできないのかっていうことにはなりますけども、やらないとならないことは確かなんですよ。人の命を守るためにはね。ですからそういう意味からすると、今、北海道の知事がその答弁をした、それに対してこれからも町村会、市長会通じて知事の方にもさらに要望を重ねて行っていきたいというふうに思っています。そして事業実施につなげたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 公共事業等債の関係でございます。こちらについては公共事業等債、国庫補助事業にも充てられる起債ということで、補助が補助残の90%充当、元利償還金の50%を後の年度に普通交付税に算入されるという制度でございまして、現時点では財政的に最も有利な起債ということで承知している。この起債の活用によりまして国庫補助とそれに合わせて、交付税に措置される部分を考えますと、事業費の81.7%が措置されるということになりますので、残りの18.3%が町の自主財源による負担と言う形になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 町長の方から詳しくってということではないんですが、そういった報道についての内容について説明がありました。道議会の一般質問でこういう答弁を知事がされたってということの内容でこれが道の町村会からも本町に来ているという内容だと思います。それで額等についてはまだ明確になっていないと、ただ、方針を知事が出したってということで評価するし、明るい兆し、見通しが良くなってきたってということも我々としてはありがたいことだかっていうふうに思っております。それと、議会を含めた要望活動を考えられているかっていうことについてのお答えがなかったんです

が、もし差し支えなければその辺もお聞かせをいただきたいと思います。

それから財源対策で公共事業等債しかないっていうのが一番有利な交付税算入50%あるということで一番有利な財源対策だと思っはいるんですけども、道の補助がないとすれば要請活動の中で町村の3分の1部分を一般財源として北海道が緊防債を道が借り入れしてそれを町村に配布すると。そうすれば北海道は100%充当ですから、一般財源ですから、その70%が交付税で入ってくるわけなんで、そういう道も要望したらどうかななんて私は思ったんですよ。そんなことは、今の段階では幾ら補助してくるのかわからない中でも、知事は補助する方針を決めたということですから、それはそれとして期待をしたいと思っております。

それから2点目に移らせていただきたいと思っております。津波避難時のペット対策について伺いたいと思っております。津波発生時に家族の一員である犬や猫などと同行避難する場合、動物愛護の観点からと飼い主である被災者の心のケアの観点から最低限、雨風を防げる場所があれば安心できると思っておりますので、7カ所ある指定避難所すべてに家庭動物同行避難所を開設すべきと思っておりますが、いかがでしょうか。また、家庭動物の飼い主は、動物用のケージやキャリーバッグなどの避難用品やペットフードなどを避難時に携帯することになっていますが、緊急避難時に避難用品を持ってない状況での避難も予想されます。避難先での家庭動物への支援体制として1日分くらいの動物の飼料と伺いますか、餌と伺いますか、そういったものを用意する考えはないか。そういった支援体制を伺っておきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。犬や猫などのペット避難は同行避難とされておりまして、これは飼い主と一緒に避難するというところでございます。避難したとき、一時避難ですね、その後に被災をしまして避難生活を送るといった場合、指定避難所という場所になりますけれども、こちらは原則ペットとの同居はできないものということでございます。これはやはり避難所のスペースが限られているということや多くの被災者を受け入れなければならないと。そういうようなさまざまな事情から致し方ないものというふうにございまして、現在7カ所ございます。指定避難所においてはペットと同居する避難所の開設は難しいものというふうにございまして。しかし、ペットに対する避難支援も必要ということでありますので、ペットが屋内で雨や風にさらされる状況については避難場所周辺の場所を指定してテントなどの配備、こうい

うものの対策に努めていきたいというふうに考えてございます。また、避難先での家庭動物への支援体制ということでございますけれども、これにつきましては災害時におけるペット対策につきまして、環境省で示されております。人とペットの災害対策ガイドラインこういう部分もございまして、あるいは各地域の災害事例あるいは、他の市町村のこれまでの対策の状況も参考にしながら行っていきたいと思っております。また、議員おっしゃいました餌の関係ですね。こちらについても自治体で直接用意するっていうのはこの避難所対策というのはいろんな必要なものが現在のところもすべてが整っているわけじゃないというような状況から、なかなかペットの餌まで用意するっていうのは状況的には大変難しいという状況でございますけれども、たとえば動物愛護団体だとか、あるいはボランティアこういう人達と連携を図りながら避難時の対策、こういう部分について前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 浜中町の災害応急対策計画第5章の第29節に家庭動物等対策計画というのがありますよね。193ページですか。その中に家庭動物等の取り扱い、それから同行避難の関係が書かれております。同行避難については、家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設を広報するというふうになっているんです。ですから、少なくとも7つある指定避難所にはそういったものがつくられていますよっていうことを町民に広報しなければならないということだと私は理解しているんですけども、その餌の関係なんかも含めて飼い主の責任というのが明確にされています。動物用の避難用品や備蓄の確保とか動物のしつけ等健康管理とか災害時の心構えだとかっていうのが期待されていますから、こういった部分はもう当然のことだと思っているんです。それで、同行避難でも避難所の中にペットと一緒に入るとするのは一緒に逃げて来た人たちがペットが嫌いだとかっていう人もいますから、それは別に置いていて、私が言っているのは屋外にテントぐらいを張って雨風防げるような対応をして欲しいなっていうことなんです。ほとんどの一緒に避難する方は車の中で避難するというようなことになるんでしょうけれども、そうならない場合もあるわけなので、そういった場合の対応としてそういう対策がとられないのかなど。

それと餌の部分ですけども、愛護団体と連携をとりながら対応したいっていう話ですから、それはそれとして、私が言っているのはそんなに備蓄をきちっとやれとかって

いうことではなくて、1日分くらいのとりあえず自分のところで用意できるまでちょっとした固形物とか犬であればご飯類があれば非常食なんかでも対応できるのかなっていうふうに思っていますけども、お腹すいたら何でも食べますよね。そんなことで考えがあればっていうことでお伺いしたわけであって、改めて私の質問に対して、考えがあればお答えいただきたいです。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。ペットが家族の一員であるという状況の中で、災害時に一緒に避難することは当然のことでありまして、ペットも命を救うというのは大切なことでございます。その中で体制の関係でございますけれども、指定避難所も例えばたくさんあるだとか、広い場所もあるだとか、そういう部分があれば場所を区切って例えばペットと同伴という部分も考えられるでしょうけれども、現状今の7カ所の避難所については、やはりペットと一緒にいうところまでのスペースはないものですから、それについては人だけということでご理解いただきたいと。そのかわりやはり先ほど地域防災計画の方にも出ているということで、ペットに対する避難所の開設の関係も考えると、例えば外でテントを用意するだとか、あるいは外で空いている倉庫だとかがあれば、そういうものを利用するだとか、そういう対応もしていきたいというふうに考えておりますし、餌の関係についても今の段階では町で用意するというのはなかなか難しいかもしれませんが、他の自治体の事例だとか何かいい方法はないか、いろいろ考えながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番。落合議員。

○9番（落合俊雄君） それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。内容としては浜中町地域企業振興基本条例制定後の動きはということでございます。本条例は令和2年12月に提案されて、令和3年4月に施行されたというこの条例の現状についてお尋ねをさせていただきます。これに関しまして私も、令和2年の9月定例会の一般質問で取り上げた経緯もあり、その後の動向を注視しておりましたけれども、現在までのところあまり動きが見えてこないということから、あえて質問をさせていただくことにいたしました。条例制定後には、審議会の設置もされるというようなことになっておりましたが、それも含めてお尋ねをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。まずこの条例は本町における中小企業事業者においても、近年のグローバル化、少

子高齢化に伴う人口減少など、さまざまな要因により活力の低下が経営の根幹を揺るがし、基盤の弱体化が懸念されるというこの状況を踏まえた上で制定されたものというふうに理解はしておりますが、この間における経過について改めて説明を求めたいと思います。この条例から提案された当時の審議の中では、この後この審議会も設置すると、そこに諮る前段として、さまざまな事業者なり何なりの意見があり、計画をどういう形で吸い上げるのかという問いかけに対しまして、その時のお話ですと、オール浜中創造隊などを通していろんな意見を集約して審議会に諮ると、こういうようなお答えをされていたように記憶しております。その審議会規則というのが、設置要綱っていうのは確かにあるんですが、実際にはこの審議会の内容としては、委員6名以内をもって組織するというふうになってございますが、実際にこれは設置されたんでしょうか。その前段としての動きもあったんでしょうかということで、この条例施行後もう1年半を経過し、提案されてから約2年経っていますので、この間、一体どんな動きがあったのか、まず、その辺を経過含めてご説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それではご質問にお答えしたいと思います。令和3年4月1日に施行されました本条例は、近年の都市部への購買力の流出や経営者の高齢化、後継者不足などにより、事業継続が困難な状況が続く中、地域社会の持続的な発展、並びに地域コミュニティ形成の一躍を担う中小企業などの振興策を町、中小企業者、町民が一体となり、協同で推進するための基本方針などを定めるべく設定されたところであります。この間、地域企業振興審議会の作業部会であるオール浜中創造隊会議を数回開催し、町内各団体より推薦や一般公募で選ばれた方の他に、町職員なども加えながら意見交換を交わしてきたところであり、また、オール浜中創造隊の上部機関であります浜中町地域企業振興プロジェクト会議も数回開催させていただいており、オール浜中創造隊で出された、さまざまな地域課題や提案に対し協議をしてきたところであり、また、地域企業振興審議会につきましては、具体的かつ現実的な地域企業振興策を協議、検証し、町長への答申機関として設置することとしておりますが、現在のところプロジェクト会議から審議会への提案について、最終的な取りまとめが現在終わってないことから、審議会は今現在招集しておりませんが、これまでの経過も踏まえ、最終的な審議会のほうから提案があった段階でこの審議会を開催し、その内容について協議する、そういう結果となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今のお答えですとさまざまなプロジェクト含めて、数回の協議を重ねてきたというお答えだったと思います。それが最終的なものが集約されていないので審議会はまだ開催されていないということでございましたが、一体この審議会、先ほど6名以内をもって組織するとなつていますが、審議会の委員さんというのは既にもう決まっていらっしゃるんですか。審議会が開催されていないけれども、審議会の委員というのは既に委嘱はされているんですか、その辺はどうですか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） この地域企業振興基本条例に基づいて設置する組織がありますが、この中で構成員につきましては、まず浜中・散布両漁協組合長、それから農協組合長、商工会長、同友会地区会長、観光協会の会長、この6名をこの審議会の委員として委嘱する形になっております。ただ、まだ審議会開催しておりませんのでその開催をもってこの委嘱ということにはなるかと思うんですけども、いずれこの委嘱期間が任期が2年でありますので、ちょうど議論されてから2年経ちます。そういった途中経過も踏まえて、この審議会の委嘱期間をどう定めるべきかということも、今後踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 審議会の委員は今、各産業団体等含めて6名を予定しているというお答えだったと思いますが、その中に当初この条例制定を要望する団体というのは、同友会浜中支部を含めて、2団体ほどあったような気がするんですが、町としてはこの要請をされたこの同友会等と色々な打ち合わせをされているのかと思いますが、そういう経過はありますか。あればお答えをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） お答えいたします。条例制定後、この条例制定を要望した同友会とどういった協議を進めてきたのかということで、この審議会の他にやはり同友会との協議というのは町としてこれまでしてこなかったという経過があります。それで今年度に入りまして、ちょうど先月なんですけども、この同友会のほうから改めてこの企業振興条例の動き、それから町としての考え方踏まえて意見交換の場を設けさせていただいております。そういった中では、やはり議員からお話あったとおり、特段この審議会からまだ政策として議会のほうには提案されておりませんが、その内

容、動きとしては同友会としてもやはり注視しているということで、今現在までの取り組みと、それと町としての今現在考え方というのは、同友会のほうにはご報告させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） この条例の中にもありますが、いわゆる地域事業者並びに商工会と大きな位置付けになっているのですが、一方で商工会等との同じような協議っていうのはされているんですか。その辺どうですか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） お答えいたします。商工会も同様に、今まで行政と商工会の役員がこういった未来を見据えた形で今後の商工業をどうするのかっていう意見交換会というのは開催されてきておりませんでした。これにつきましても、同友会のみならず、やはり商工会の役員の方と行政がやはりこういった意見を交える場というのは必要だということもありまして、これにつきましても、企業同友会の意見交換会の後、直ちにこの交換会もさせていただきました。こちらにつきましてもは同友会の意見とはまた別に商工会会員としての今現状の課題、それから町に望むべき施策等も多くの意見が出されております。そういったものを踏まえて、町としては同友会並びに商工会から出された意見も、オール浜中創造隊企業振興プロジェクトだけの意見ではなくて、そういったことを取りまとめながら最終的には審議会に上げていくということの考えであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 同友会に引き続いて商工会ともそういう協議をしたということであります。具体的にどういうものが出されたとか、そういうものについてはあったのかなかったのか、もしこの場で言えるものがあるとしたら、それぞれ簡潔で結構ですのでお答えをいただきたいと思います。そういう意味で同友会と商工会の二つの団体、重なる部分もあるんですが、基本的に考え方が同じ方向を向いているのか、その辺含めて物を進めようというときにやはり考え方に開きがあるっていうことは非常に好ましい状況ではないと思いますので、その辺含めて簡単でいいですからお答えをいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 12時05分）

(再開 午後 13時05分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） ご質問にお答えいたします。商工会、それから商工企業同友会、それぞれどういった施策を意見交換の場で具体的な意見として出されたかということなのですが、やはり大きく出た課題としてはまず同友会の方からは、やはり新規企業、そういったものに対する支援、あと情報発信、そういったところが大きく出されております。そういった理由については、やはり観光業も含めた新規起業者、観光客を増加させるためのそういった新たな新規起業者を支援する、そういった施策もやるべきじゃないかとか、そういった意見が同友会の方から出ています。まだまだ数多く出されているんですけども、代表的な部分でいけばそういったところが多く出された意見の一つであります。また、商工会のほうからはやはり事業を承継できるような環境といった意味では、店舗が老朽化になっていたり、なかなか後継者もない中で、新たな投資ができないなどの問題を抱えておまして、そういったものへの持続的な経営ができるような、そういった支援ということで、意見が多く出されております。また、後継者も就業交付金制度を29年からスタートしておりますが、そういったところの拡充とか、そういったところで何とか町内の商工業者数を減らさないための政策を行政に求めてきたという部分が多く意見として出されております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今、同友会、それから商工会の主な意見っていうのをご紹介いただきました。今後こういうものを進めるに当たって、これも少し集約していくことが重要だと思いますし、最終的にあまり多くの課題を出すことによって、成果が見えづらくなるというそういう部分もありますので、しっかりとした順序だてた施策なり何なりの検討も必要かとは思いますが、それと条例を提案されたときにお答えの中にあつたんですが、行政としての役割っていうのはちゃんとここに書かれておまして、中小企業事業者並びに関係団体及び町民との連携というものを含めて、この条例は意味を成すというような文言だったと思いますが、そのときにお答えの中にあつたのは行政としてもこの条例が制定されたあとはしっかりと周知を図るたびに情報発信をしていきたいというお答えをされておりました。情報発信は本当にされたんでしょうか。先ほどまでの答

弁を見る限りにおいて同友会との懇談とか商工会との懇談がつい最近の話でありまして、かなりこの間にブランクがあるんじゃないかとコロナ禍っていうこともあったのかもしませんが、行政としてこの間条例を生かすためにどういった情報発信、いわゆる事業者、町民含めてどんな情報発信をしてこられたんでしょう。その内容があればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 情報発信ということのご質問であります。この条例は令和3年4月1日に施行されて、その前段で12月の定例議会において条例提案されて、その3カ月ないし4カ月の間で町民に対して、こういった条例を制定する旨の情報発信はされてきたと思います。ただ制定以降、これまで、この条例がこういった形で町民に伝わっているかというところの発信力については大変弱いと私は思っております。確かにオール浜中創造隊企業振興プロジェクト会議は行ってきましたが、それが果たして町民全体に浸透して、町民が参加できるようなこの条例にするためには、やはりその発信力というのは当然大事だと私思っておりますし、その辺のところ、反省すべき点は多々あるかと思えます。ただ、やはりこのオール浜中創造隊には広く公募をかけてさまざまな若い方に参画していただいて、さまざまな意見を出していただいております。しっかりその辺の出された意見というのを、こういったふうに取りまとめるかというのは、当然、行政に手腕は問われるかと思うんですが、しっかり拾った意見、皆さんから出された意見をその発信という一つの形で、ぜひ浜中町の商工業の発展という一つのタイトルを掲げていますので、そういったところの発信というのは今後もしっかりしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 発信力が発揮されてないっていう、そういう気は私もしています。物事を進める上で重要なのは、それをいかに発信するか、それがいかなる形で受けとめられているかってそういうこと受け止める側のやっぱり見方っていうものをきちっと把握してないと情報発信は一方通行になってしまっても、何の意味を持たないで発信してますよっていうだけでは伝わらない部分がありますんで、発信するに当たっては、行政は行政なりにこういうことを考えてますよってきちっと伝えないと、受けとめ方は個々によって大きな違いを要し、そこにもいろいろな意見をついていう話になったときに、果たして出てくるのかなという多少疑問はあります。

それはそれとして、今年に入ってから、地域の事業所さんの撤退というのが結構見られます。この2年ほど前に質問したときにも、10年、20年で商工業者並びにその商工会の会員というのは、相当数減っているというようなお答えをしていたと思います。平成11年から20年までですと商工業者で50件、商工会員でいうと27件、その後10年で商工業者27件、商工会員27件と。合わせますと70件ぐらいの会員なり業者が減少しているという状況にあると。これは2年ほど前のお話ですから、それで止まるということではなくて、最近もそういうような話が漏れ伝わってきています。これはいち商工業者なり商工会なりの話ではなくて、相当以前、もう30年ほど前ですよ。その基幹産業と言われるその一翼を担っていた農業に関してでも将来展望が非常に厳しいという中で、さまざまなことが考えられて本町においても新規就農者誘致条例なるものを設置して一定の成果を上げていると、これは前にもお話をしたかもしれません。ただそのことで、それが功を奏して現在に至っているという言い方は、できるんですが、実際にその3割程度が新規就農者だという現状がございます。ただ、そうは言いますが、昨今の情勢は大変厳しいものがありまして、この先、それが維持できるかどうか、多少、疑問なところがございます。さりとて、こういったものが全く手を加えてこなかったら、いかなるものになっていたのかなという、そういう部分を想像しますと、もう恐ろしい話になってしまう。今、その商工業者含めて現状といいますと、まさにそれに近い状況にあるんじゃないかなというふうに私も感じております。結果的に地域経済含めて、コミュニティが失われるというそういう状況が生まれつつあるんじゃないのかなと。どこにいても何をしても、何の用事も足りないというそういう状況が町内に生まれつつあるんじゃないのかなと。要は町内で事が足りるということが、現実、ほとんどなくなってきている、充足されない。町内の経済において、そこに住んでいる人がそこで日常生活を維持するために必要なものが、充足されないという状況が生まれてきていることは、ある程度あるんじゃないのかなというふうな気はします。先ほどの話の中で、商工会ですか、事業継承っていう話が課題だっということも出されたというふうに聞いています。いろんな意味でいうと先ほど言いましたように、農業においてはそういう事業継承のあり方を一定程度変えたのが新規就農者という誘致条例という一つのものがきっかけになったんだろうと思います。それはすべて例えば、これから先その商工業者にも必要かどうかは、これは大きな議論が必要であることは間違いないと思います。でも最近ですと各地において、高齢なり何なりによって、自身の事

業を閉じるという方がおられる。そうするとその中で、では私はそれを引き継いでやってみたいって言うそういう事業継承っていうのが、結構、あちこちで取り上げられているのも現実です。高齢によってもう何十年やってきたけども私はもう限界だと、ただ、そこに新しい若い人がそれなら私がちょっと引き受けてやってみたいんですけどいかがでしょうか、という話で中にはそこにある築かれたものはすべて無償であなたに貸与するよとやってくれるならあなたにすべて譲ると、そういうような事業者までいるような、いろんな話がそこに出てきています。本町においても、先ほど言いましたが、事業継承を断念するという方が出ると、このままでいくと本当に疲弊するんじゃないかということをお考えすると、先ほどの商工会の話ではないですけども、新たな事業継承のあり方っていうものについて、真剣に取り組むべき時なのかなというような気はしています。この条例の基本というのは、基本的には域内循環っていうのを基本にします。町内で循環することが、この条例の目指すところですよというふうになっているはずなんですけど、そういう部分でいうと、果たしてこれをだれが先導するのか。行政が先導していくのか、事業者が先導するのか、これを町民が本当にこういう状況をこういう条例を含めてどう活用できるかってほとんどそこまで知っている方はそうおられないと思います。そうであるとするならば、事業者もしくは行政がそういったものを先導するというそういう役割も必要じゃないのかなというふうに私は考えております。まさにこういう状況ってのは、今の商工業者、事業者にとってある意味正念場ではないのかなというふうに考えていますので、一体、これから先、町内の経済というもの、こういうものに対して基本的にどうしていこうと思っているのか、基本的なところをできれば、お伺いしたいんですが、よろしければ町長お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） いま最後に事業継承を行政はしっかり先導していったらどうだというふうに捉えたんでありますけども、確かに本当に人口減少、そして少子高齢化の問題できて、今日に至っております。そういう意味では、この条例ができたのは2年ですから、もう、コロナ禍の真っ最中だったということもありまして、今も続いていますけども、十分そういう議論が多くできてなかったっていうことが大きな要因だと思います。その中で他のうちの主たる第一次産業はどうなのかということでもありますけれど、たまたま昨日本町で釧路管内の商工会、それから商工会議所の会議がありまして、その中で呼ばれてあいさつしてきましたけども、今、本当に今、自慢するようだけどもって言

って海の幸、山の幸、そしてハーゲンダッツも含めて養殖ウニのことも含めてあいさつしてきました。そのあいさつは原稿があるものですから読んでますけどって笑われましたけども、だけどそれを支えてたのはやっぱり流通も含めて、今の商工業者だったと思っています。ところが本体の第一次産業も今、荒波に揉まれて赤潮から流氷から今日まで来ています。酪農は今、本当に牛乳の消費拡大含めて、肥料、飼料、大幅な値上げになっています。3年前はこんなことになるなんて誰も想像してない中で、経済っていうんですかね、動いてきていることは事実です。ですから、これからどうするかっていうことを本当に今言われたとおり、特に商工業の関係でいきますと、本当に廃業含めて、多くのことが目に浮かびますけれども、そういう意味ではやっぱり第一次産業を支えていくためには、この人たちがいてはじめて発展してくんだっていうふうに思っているところです。基本は。それで、どういう対応をとっていかっていう話でありますけども、やはりみんな今たしかに集まる機会が少ない状況の中で今日を迎えていますけども、行政と商工会、そしてまた町民含めて個々が集まることも含めて、これは町としては積極的に関与していきたいと思えますし、そこで出た意見、考え方含めて検討して、そして商工会にも働きかけますし、町独自の継承の関係に関してどんな支援ができるのか、それも検討していきたいというふうに思っております。今全部の産業が厳しい局面に立たされていると思えます。その中で1番厳しいのが商工かなっていうことも含めて、状況としては、ただ、第一次産業である酪農も大変今厳しい状況にある中ですから、一生懸命これから皆さんの意見を聞いて、そしてまた、町民の意見を聞いて、それから新規、新たなチャレンジャー含めて、農業もそうですけども、商業にもそういう道が開けるような支援策を考えていかなきゃなりませんし、また、議会の方々にも相談して、今後まちづくりを進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 何て言いますかね、この2年間近くコロナでというのは、確かに我々も含めていろんな影響を受けています。酪農に関して言うと、2月以降のウクライナ紛争に伴ってさまざまな影響が拡大して今や瀕死とは言いませんが、かなり厳しい状況になっています。それは酪農だけじゃないです。生活全般が皆厳しくなっていますからね。そのことは同じだと思うんですが、こういうものを考えるときに、いろんな意味で事業が継続できなくなった、その継続できなくなった理由はコロナだっていう話だけは何とも情けない話でありまして、コロナを関係なくしてこういう事業継承しっかり

考えると、コロナを乗り越えるんだっていうそういう意欲を含めて、こういう考え方を
持っていないと、結果的にコロナのおかげで潰れましたっていう話でこと済まして果
たして本当にいいのかなど。地域経済コロナでみんなが疲弊しましたよと。一次産業か
ら三次産業まですべてが衰退しましたっていう結果だけ残ってしまったら一体どうな
るんですか。やっぱりそういう中にあっても何としても生き延びるんだっていうそう
いう考え方がどっかにしっかりとないと、こういうものは成果を生まないんじゃないで
すか。コロナのせいにしちゃいけないですよ。たしかにコロナはまだ続いていますから、
その辺はきちんとしっかり注意はしなきゃいけないですけども、やはりそれによって
経済が疲弊するということを、どれだけ防げるかということが一番重要なことじゃな
いかなど。乗り越えるって事はそういうことだと思っただけです。コロナに甘んじてとい
うことでは、我々の生活は成り立っていきませんからね。コロナを超えるんだっていう
強い意識を持ってやらないと、絶対に道は開けませんよ。ということから言いますと、
先ほどちょっと町長言われましたけども、やっぱりそういう中で商工業者、新規含めて、
いろんな事業継承を含めて何らかの制度をつくってそこで何としてもその地域経済、循
環型っていうものをしっかりと確立するんだと、結果的にそういうことをやることによ
ってそれがすべての町民にしっかりと伝わるということが一番重要であってできるだけこ
ういものが例えば今度こういう形でこういう事業者が、こういう事業展開を始めましたよ
と、それをみんなでちゃんと使おうとか、利用しようとかっていうような雰囲気をつ
くり上げる、これも行政の一つの仕事ですからね。だからそういう雰囲気をつくるた
めには、ある意味で言うとそういうその新しい試みをしようとする人がたに対して、また、
事業継承しようという人がたに対して、しっかりと支援をするというような形を
しっかりと見せることも私は必要だというふうに思います。改めてそういう考えを進める
というそういう答えを私は期待したいんですが、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 酪農の話をしてますと本当に先ほど議員言われましたように新規就
農事業っていうのがあって、3割の人たちが新規就農の事業に今入っておられます。そ
して苦勞しながら今営農を続けているというのが実態だと思います。それもやっぱり酪
農の空洞化を阻止するためにその事業を町も参加しましたし、農協も参加して、農協だ
って農協の利益というのはみんなの酪農家の利益があって、その分を新規就農者に突
込むっていうことは、自分の稼いだ分が新しい農家の方に行くという状況があって、そ

れでも空洞化を阻止するために、今日のいまの酪農地帯があるんだっていうふうに思っています。そして今漁業だって獲る漁業から、育てる漁業に移っています。魚種だってまだまだこれから変化するんでないかと思います。そういう意味で漁業も農業も苦労しているということになってくると、今、議員言われていました商業の関係、商工関係含めるとすれば今まで第一次産業を支えてきてくれた、いち大きな業種でありますから、今度はやはり町民全体で助け合っていく、そうするためにはどうなのかといたらやっぱり一番最初に考えつくのが、本来であれば継承っていう形が一番いいのかわかりませんが、今、継承する人たちがいるかいなかったということもちょっと問題ありますけども、新たにそのことも含めて新たに浜中町で、業を成す人たちが出てくるとすれば、小さくても大きくても、多分小さいところから始まるかもわかりませんが、その部分に商工会と一緒にあって、支援していく道っていうのは、町に課せられた一つの課題でもあるし、しっかり議会の中でも協議しながら、進めていくのは、今、残された道ではないかと思います。我が町の全産業の人たちが、頑張ってきている。たまたま先日、副町長から資料もらいましたけど、北海道で第一次産業の従事している率、人口に対してですね、浜中町は今、第一次産業っていうと50%なんですね。50%の人たちが第一次産業にいます。全道でも一番なんですね。50%というのが。だから本当に第一次産業の町なんですね。しっかりこれからこのことを守っていく。一番が浜中町で50%、あと40%になっていくんですけども、多いところでは人口も少なく、米どころが多く、高い率ですが、戸数は少ないんです。だけど浜中町の場合、私もすごく多いとは思っていませんけど、多い方なんですよ。ですからしっかり第一次産業を守っていく上では、その産業もしっかり守っていかないとならないっていうのは、基本にあると思いますので、積極的に町も今まで、農業では、新規就農ですとかいろんな道は出ましたけども、商業版のそのことだって、これから検討していかないといけないというふうに思っています。その時はまた相談に乗ってもらいたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 私もこういったものが必要じゃないかなっていうことで今回質問させていただきました。町長、多少前向きなご答弁をいただいたので、うれしいなど率直に感想を述べさせていただきます。最後ですけど、この審議会に関してであります。先ほど審議会の構成メンバー6人というのは、主に産業団体という話でお答えいただきました。ちょっと前になりますが、似たような構成で何とか株式会社ってのがあつ

たような気がします。あの轍を踏まないように、しっかりと審議会をやっていただければというふうに思います。最後その辺に対する考え方だけ聞かせていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） この地域企業振興審議会ですが、やはりあの町長が諮問する機関として、特に中小企業に対する振興政策っていうのはかなり重要な役割を果たす機関だと私は思っております。オール浜中創造隊、そして企業振興プロジェクトのメンバーとともに、しっかりと審議会にこの課題、そしてその課題を解決するための何が浜中町にとって一番望ましい政策なのかということをしつかり事務方で取りまとめまして、この審議会の方にはお伝えしていきたいと思います。最終的にどういった政策という形になるかは、ちょっと私の口から申し上げることはできませんが、その思いがしっかりと審議会の委員の方に伝わるよう事務方としては努力していきたい、それもあるべくこの政策が早くこの浜中町にとって課題解決のための一番近道として私たちも進めてまいりたいと思いますので、そのあたり、同じ轍という話もありましたが、そうならないように、しっかりと私たちもそれを肝に据えて進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） では、3点について通告に沿って伺いたいと思います。まず1点目、ノコベリベツ川内水氾濫対策ということで、現在の状況をお伺いしていきます。まずこの川は普通河川であります。国営農地開発事業の明渠排水として整備された歴史がございます。川底や法面にはコンクリートブロックが設置されていますが、30年超経つ中で長年かけて堆積した土砂等の影響もあってか、過去に氾濫を繰り返しております。そんな中、本年4月にノコベリベツ川水害対策連絡会議が設置され、6月に第1回目の会議が開催されております。また、夏の暑い中、職員の方々が土嚢づくり訓練を実施され、1000袋を超える土嚢の備蓄がされており、地域としては大変心強く思っているところであります。しかしながら、温暖化の影響もあってか、近年の降雨状況を考えるときに、床上・床下浸水という危険度が以前より高まっている中で、やはり床上浸水に至るまでを防ぐ、最低でもそれくらいの具体的対策が必要なんだろうと、急がれるんだろうという中で質問させていただきます。過去の氾濫の経験を踏まえた現状把握とその対策について伺いたいと思います。まず、茶内市街地で内水氾濫が起きる原因と

いいですか、メカニズムといいですか。それと雨量ですね、時間雨量も含めた中でどの程度の降雨状況となった場合にああいう状況になるのかということをもまず現状として伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。内水反乱が起きる原因ですけれども、一般的には大量の雨に対して排水路等の水路機能が追いつかず、処理しきれずに雨水が建物や土地道路を水浸しにするという状況のことでございますけれども、茶内市外につきましては、地形的な要因が大きいものというふうに考えてございます。茶内市街地はノコベリベツ川を底地として、兩岸の市街地から大量の水が流れ込む地形となっておりまして、雨水を取り込む、側溝がのみきれずに流れ出すということ、また、一部の町道は周辺よりも地盤が低く、冠水しやすいという地形的な要因あるいはノコベリベツ川自体の川幅が狭く、また河床勾配という上流から下流の勾配も緩やかであるということが原因というふうに考えてございます。

次に、氾濫警戒雨量ということでございますけれども、ノコベリベツ川の水害対応マニュアルというものがございまして、これにより警戒体制、あるいは、災害警戒本部を立ち上げる基準というものがございます。この基準でございますけれども、1日の予想雨量が100ミリを超える場合、あるいは1時間の予想雨量が30ミリを超える場合、また、河川水位が人道橋の桁下から水面まで1mを切る場合というふうになってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） そうですね、そのとおりでありまして、茶内市街地の駅側、国道側から水がすべて川に集まるという地形となっております。ただ、通常の降り方ですと川の排水能力、これで耐えて少なくとも床上浸水には至らないうちにこの排水が可能であるということだと思っておりますよ。先ほど言いましたようにこの短時間雨量が多くなることによって、排水能力を上回る水が要は茶内市街地はほとんどが舗装されているので、ほとんど浸透されないまま、ほぼ全ての雨水が一気に川に向かって集まるという地形的な要因があります。そこで、ただ、川自体は私も床上浸水に至った時に現地へ行って、あの時で私の膝上10cmくらいのとこまで水深が深いところではございました。そのときの状況を見ました時に柳橋という茶内橋より一つ下にある橋なんですけれども、あそこの橋を境に上流と下流側とで、私から見える限りでは流れに差があったのかなと

いうふうに捉えているんですけども、そのときの時期をいいますと平成25年の台風18号のときなんですけれども、そのときの柳橋を境にした川の状況っていうのはどのように押さえておられますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。平成25年9月の台風18号の災害では床上浸水が4棟発生したという状況でございます。このときの柳橋の上流と下流の状況でございますけれども、この災害では職員が水位観測班というものを編成して、人道橋、茶内橋、柳橋、それぞれの推移観測を行っていたところでございます。それで水位等についての記録は現在のところ残っていないという状況でございます。ただ、このときの災害記録というものがございまして、この中では柳橋においては桁下高40cm程度まで水位が上昇したというような記録がございまして、ただ上流と下流の推移の差だとかそういう部分については記録が残っておりませんので、ちょっとわからないという状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 記録が残っていないということでしたので、私の記憶の範囲で申し述べますけど、私が見に行ったとき、膝上まで水に浸かって、当然、長靴の中はぐちゃぐちゃだったんですけど、そのときに柳橋から下流を見たときにあそこにある古物商をやっていた方の土場がございまして、あそこは冠水していないんですよ。全く冠水してない状況。その反面、上流に至ってはクリーンセンターがあるところからさらに上流ですね。先ほど課長言った地形的に一番低い地域ということだったと思うんですけど、その状況は既にさっき言ったように、私の膝上10cmの状況。それでいて川はもちろん流れているんですよ。ただその状況を見たときに、私が素人なりに考えるのは、これはどういったらいいんでしょうね。あそこの橋の間口、先ほど桁下から40cm下だったということは溢れてはいないんですよ。ただ、量的に上流市街地域に一気に押し寄せる水の量と橋が飲み込める間口、ここに私は差があるんだろうと思うんですよ。それによって排水より滞留する水の方が多くなってしまった結果がああいう状況に至ってるんだなっていうふうに私は今でもそう思っているんですけど、記録がないということで、私の想像でしかないんですけど、後ほどそこら辺の認識も含めて答弁いただければと思うんですけどね。抜本的な対策っていうのは、例えば、橋を嵩上げするだとか、河川を改修するだとかっていうことが一番望ましいんだろうと思うんですけど

ど、そんなこと言い出しているとこの事業費、事業量から見てほぼ実現不可能な空想論になってしまうんですよ。ですからそうではない今現状でできる範囲、せめて床下浸水も避けたいですけど、せめてこの床上浸水っていう被害は何としてもやはり食いとめる責任というのが管理者である町にあるんだと私は考えます。それで先ほど言ったように連絡会議も立ち上げられていますし、本年度の予算で増水時の水流改善を目的に支障木伐採調査設計というものが百数十万円だと思えるんですけど予算計上されております。まずこの調査設計、これの現在の進捗状況を伺わせていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） お答えいたします。支障木伐採調査設計につきましては、建設課土木係で発注しております。この業務につきましては、本年5月下旬に発注しまして、来年2月20日までの期間でその業務を委託しております。業務の内容としましては、ノコベリベツ川の上流側につきましては、ハイツ野いちごあたりから、また下流側は国道44号線にかかる比利別橋を越えたあたりまでの範囲で、川の流れを阻害する柳類の植生状況ですとか、あとは土砂堆積などの状況調査を主な項目としながら加えまして、比利別橋よりさらに下流域に茶内市街地などの上流域の水位調査に繋がるような原因がないかということも調査することとしております。

現在の状況としましては、この委託業務の受注者において、現地調査を終えまして、中間報告を受けております。報告事項としては3点ほどございますが、まず1点目は、上流域は野いちご側から柳橋を越えて400mを過ぎたあたりまでのエリア。直線距離にしますと約1kmほど程になりますけれども、この区間で、柳類が着生しております。樹木の高さは4mから8m程度この樹木が川の上を覆うように繁茂しております。伐採等の対策が必要と報告を受けております。

次に2点目になりますけれども、国道44号線にかかる比利別橋から下流側に向かって200m程度のエリアで、こちらにも柳類の繁茂の状況、それと他に大きな木が川の上に横たわるように植生しているような状況も見られまして、流下を阻害する原因と報告を受けております。

3点目になります。ノコベリベツ川の下流域、場所的には茶内北4号道路にかかる丸佐橋を少し過ぎたあたりになりますけれども、川の中央に中州が形成されております。その中州にやはり草ですとか、柳類が着生している箇所があると、このような報告を受けております。今後、建設課としましては、繁茂している柳類の伐採、それから中

州の除去の方法について、検討を進めることにしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 最終結果が来年2月に出てくるということで、現在、中間報告がされた中で考えられる対策等の説明いただけたと思います。この間、財源等の問題もあるんでしょうけれども、総合計画の実施計画を見ますと、令和5年度、来年度ですね、来年度に計画額っていうものを示されております。中で課長答えられたような対策等を実施されていくのかなというふうに理解はしたんですけども、そのような事業計画というふうに、要は来年度実際の対策がこの計画調査設計をもとに考えられる対策について実施していくというそういうお考えでいいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） お答えいたします。現時点では支障木の伐採と下流域に存在する中州の除去については単年度での実施が可能と考えております。実施年度の方は予算が絡みますので現時点では明言できませんけれども、早期に実施したいというふうに考えております。できれば計画の通りに実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 先ほど言ったように、市街地のその土地の地形上そういう状況の中で、今できる対策ということで、要は川の流れを極力抑止すると、当時とほぼ同じくらいの能力に復帰するということなんだろうと思うんです。それで、それがされることによって、要は市街地の排水路から川に落ちる水の量も、要は川ののみ込みが良くなってそれはかなり改善されるんだろうというふうに私も思いますし、そのように考えて計画をされているんだろうと思うんです。ただ、先ほど申したように、この気候変動の中で降る雨の量を考えると、やはり明渠排水という形なので、あくまで明渠排水なんですよ。そう考えますとやはりこのキャパがクリアできなくなっちゃうような事態っていうのは、容易に想像できるかなっていうふうに私は考えております。先ほど申したように、実際の生活に影響が出るような災害は、これはやはり取り除く対策が管理者として責任があるんだろうという中で聞いてるんですけど、要は今、建設課長言われたような対策がされた後でも私が懸念するのは雨量によっては十分前回と同じような状況になることが考えられるなどと思います。それで先ほど聞いたこの柳橋っていうものが、私の中でキーになるんですけど、あそこでいくら下流域上流域の流れをよくしたとして

も、橋の飲み込む量っていうのは、下には多少増えるかもわからないけれども、ほぼ変わらないわけですよ。そう考えるとやはりあそこの橋を超えての水量を確保するそういう対策が必要じゃないのかなと思うんですけど、私が先ほど25年の時に見た経緯、下流は冠水してなくて、上流はふれあい広場からこの川の反対側まで冠水していたという状況です。ここをどうにかしないと、やはりこれは同じような条件が起きる懸念というのがどうしても払拭できませんので、まず、記録は残っていないというお答えだったんですけど、私がこうやって見たことも聞いた中で、実際、柳橋というものの何て言うんですか、あそこでせき止められることが一つの要因じゃないのかなと思うんですけど、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。大雨の対処の関係でございますけれども、平成25年のとき、集中的に短時間で大雨が降ったということであって、1時間に50ミリの雨が記録されているということで、今後、それ以上の雨が当然予想されるということもございますので、過去の災害を教訓にしてこれまでも河川の兩岸の流れをよくするために、支障木の伐採は平成27年に実施してきておりますし、また早めに雨量が流れるように橋北のほうに素掘り側溝を設置して整備を行ってきたと、さまざまな対応を行ってきているという状況でございますけれども、議員ご指摘のように、柳橋がございまして、例えば大雨が降りますと増水する、川幅が広がる、そうすると、側ですので橋脚っていうコンクリート製の脚というか土台がございまして、それがやはり支障となってくるということ。そうすると、やはり上流と下流に関しては、そこでせき止められるというか流れが鈍くなるという状況があるということは認識しております。その対策でございますけれども、柳橋もそうなんですけれども、柳橋の一つ下流の国道にかかっている比利別橋という橋がございまして、そちらも構造的には柳橋と一緒にやはり橋脚が邪魔をして、そこでも流れをせき止めているというか、緩くしているという状況でございますので、やはり対策としては柳橋の下流、それと比利別橋の下流、この2カ所の水を下流に流していくということが効果があるのかなというふうには考えてございます。また、流す方法としては一般的にはポンプで汲み上げて下流域に流すという方法がございまして、ございまして、現場の地形も議員おっしゃいますとおりいろいろ地形が複雑に絡んでくる部分もございまして、このポンプでの流れがどれほどの効果があるのかっていう部分も実際のところまだ検証がされていない

ということでございますので、これについては今後、事業の効果、それと方法、こういう部分を含めて今後の検討課題としていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） そうですね、そういう対策がされることが本当にこう具体的な被害防止につながるものだというふうに思っております。大型ポンプ、排水ポンプですが、このあいだの新聞にも災害時に対してレンタル会社2社と協定を結んだというような報道もございました。ただ、先ほど言ったようにどの程度の能力があるのかということもありますし、この洪水になるっていうことは、ここの町だけじゃなく、近隣町村についても同様の事態になりうるんだろうと思います。そうなってきた場合にこのポンプがあるいは発電機等が潤沢に供給されるのかどうかということも含め大事な検討でありましょうとそう思います。これこそ、予算の関係なんですけれど、柳橋に関しては私が考えていたのは、橋脚を外れた道路側の下に導水管1 mくらいの管なのかどれくらいなのか、導水管を設置しておくということが最も有効な要は普段はそこは当然水についていないんですけれども、増水したときにその管を通じて速やかに下の水を導けると。そうすることによって、市街地に滞留する水っていうのは相当数軽減されるんだろうというふうに考えますので、ポンプの検討とともに、併せてご検討いただければと思います。それでそこが仮にうまく通過するような対策が施されたとして、町長が懸念しますように、その下にある牧草地、ここでの浸水が増えるっていうこともまた考えられます。この川が整備された経緯から考えますと、草地への浸水も極力防ぐことも必要なのかなというふうに考えるんですけれど、以前、それこそ茶内橋より上流に遊水地っていうものを設けたらどうだっていうような検討をされた経緯もございました。この遊水地っていうもの、国も度重なる大きな川での氾濫対策なんでしょうけれど、この遊水地を造成する事業このものも国土強靱化5カ年計画のメニューの中にはしっかりと載っております。ただ、先ほど言ったようにこういう事業の適用になるかどうかということまでは私は把握できませんので、もし仮にそういうことも可能なんだっていうふうになれば、遊水地ということも一つの検討材料になるかなと思うんですけれど、今現在それについての考えがあれば伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今言われたのは国営総合農地開発事業であった明渠排水という事

業なんです。明渠排水という農業の事業ですから10年に1回、逆に河川になってくると100年に1回なんです。溢れてもいいのは。明渠排水というのは10年に1回という話なんです。それで、橋の作り方っていうのは橋あったとしたらその後に道路が下がるんですよ。それで道路を守るために、この両サイドに川を流すというスタイルで橋は守るとして、あと直せばいいというのが基本的な考え方なんです、特に農業の道路では。多分、普通河川は違いますよ。普通河川は多分河川改修やるとしたらノコベリベツ川をやるとしたらあの河川の3倍が取られる。だいぶ家がなくなると思います。だけど、あの事業は明渠排水をやって乾いたので住宅が建てられたんですよ。茶内周辺は。だからそこが昔は溢れていたところなんですよね。それともうやっぱり底地造成をやりまして、多分あそここの水は杉田牧場からも入ってくると思うんです。国道の。ですから、すごい集水面積があってあそこに集中する。そしてさっき水を溜めるってことで、スケートリンクがありますよね。あれもしっかり水が溜まっているところなんです。そこから溢れてきているのが全体的な水の流れです。ですから今、マンホールみたいなものを造ってもいいと、それも一つの方法かもわかりませんし、いいと思います。柳橋のところね。柳橋のところから水が抜けないというところですから。今となって大きく今までまだ溢れてはいないんですよ。あの川は。溢れてはいないけど、上から来る水がのみ込めないということで、川は溢れてないから両サイドの道路を走るんですよ。そして1本、まだ実験でやっていませんけど、川に行く明渠を作ったんですよ。まだ雨が来てないから、その明渠の試験ができてないんですよ。実験として。それができたらどうなのかっていうのもありますけど、やっぱり今の温暖化からするとまだまだ水が出てくるんだろうと思っています。それで建設業界の会長さんとも話したんですけども、柳橋の道路ひとつ切った方がいいのではないかと、その時期が来たら。危ないとなったら嵯峨さんの農場には行きますけども、それが一番楽かなと。そしてあと埋めると。それで今、道路でいったらタカナシの集乳車も走ってすごい大型車も走るんですよ。だから柳橋がちょっと持つか持たないかというのもありますけども、そこ片づければ少しは良くなるのかな。ただ、比利別橋も通って向こうに行ったときに今度は違うところが壊れると思います。ですからさっきも言った橋が壊れるというように、そういうときになってきたら横が壊れてきます。横に壊れるから後で直すということになりますけど、多分、今いろんな検討がされてこれからその実験できてないところもありますからね。そのことも見たいと思いますけれども。ただ、柳橋が早く通過させるための手としては、す

ごい考え方ですけど壊すっていうのも一つの方法かなと。浜中から重機が来て壊して通行止めにしておいてそして水を流しちゃうっていうその手もあるかなと思っています。ただ、今、建設課でやっている柳を撤去してく、それから建設課でつくったその排水路を検証してみる、いろんなことやってこれからもやると思います。ただ、何で柳があるのかといたら、その事業でわざわざ挿し木をしたんですよ。柳の。明渠を守るために挿し木をしたんです。その挿し木が今邪魔しているんです。事業でやった挿し木ですからね。自分たちがやった挿し木ですからね。そこで、大きな影響出ているんでないかと思っています。今、もしやるとすれば、想像するとすれば、そういう手もあるんだけど、田甫議員が言ったすごい強力な大きいやつを作るというのも一つの考え方。それともう一つは橋を変える柳橋を変えるこれも考え方だと思います。柳橋を設計したときにそんなに増水だとか、すごい面積から水が来るなんて。ですから福島地区からも水来ますから、あの水ですからすごい大量ですから溜めておくというような水ではなくて、さっさと流してしまうという方法が良いのかなと思います。少し検討させてください。多分悩んでいますけれども、できるところからやって、そして茶内市街に水が溜まらないように、決してノコベリベツ川が溢れてなったのではないんです。のみ込めなくて両サイドからきた水で浸水した。ですから床上浸水したところは雑巾絞っても、薄茶色の水ですから、出たのは泥水ではないですから。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 町長からも何としても、床上まで至らないような対策をいろいろな方向から考えていくという答弁がいただけましたので、ぜひ専門的な見地から検討いただいて、対策していただければと思います。

2点目に移りたいと思います。学校トイレの改修状況はということで通告しております。学校の環境改善を目的に、トイレの改修という事業が現在進められております。これは、学校施設長寿命化計画の中で進められているものと認識しております。まず1点目、現在までに改修を終えた学校はどこなのか、まず、答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず改修年度と学校につきましてですので、私のほうからご答弁させていただきます。学校のトイレ改修につきましては、平成27年度に浜中中学校、令和元年度に茶内小学校、令和2年度に浜中小学校、そして本年度、令和4年度に散布小中学校の改修を実施しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 現在のところを散布は小中学校含めてですけれど、4カ所改修を終えていると。それで多分改修についてはいろんな例えば便座を改修するだとか、水洗化にするだとか、いろんなものがあるんだと思うんですけれど、今後、現在まだ未改修となっている学校名と、それと現在の学校のトイレの環境、例えば便座はまだ和式ですよとか、床はウエット式ですよとかいろいろあると思うんですけれど、未改修の学校の現状も含め、なおかつ今後の改修予定についても答弁いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） ご質問でありました未改修の学校は霧多布小学校、霧多布中学校、茶内中学校の3校となっております、いずれもこの3校は浄化槽ということになってございます。また、便座の話が出ましたが、便座の形式につきましては、どの学校も、この3校につきましては洋式より和式の方が多いという状況であります。また床の状況ですけれども、素材については霧多布小学校が長尺塩ビシート、それと霧多布中学校と茶内中学校は、タイル床というふうになっています。

それと、次年度以降における改修計画なんですけど総合計画におきまして、霧多布小学校、茶内中学校の順で考えておりますが、改修年度につきましては、現在、取り組みを進めています学校の適正規模、適正配置の検討委員会の結果を受けまして決定していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ちょっと最後の方なんですけど、今年度示されている令和4年度から令和6年度までの実施計画ですね。総合計画の。この中では5年度に霧多布小学校、これは浄化槽を廃止して下水道へ接続し、なおかつ洋式化を進めるというふうに計画がされております。翌年6年度には茶内中学校も同様に浄化槽を廃止して、下水道へ接続、合わせて洋式化というような計画がされております。事業費はその面積等にもよるんでしょうけれど、このご時世ですので、この計画予算でいくかどうかは不透明なところもあるんですけれど、一つ心配なのが、昨年でしたか教員住宅等の改修をやっていた業者から伺ったんですけれど、要はもう資材の高騰も昨今ですから、もちろんあるんですけれど、資材が不足気味であると。それで便座を一つ用意するのも苦労したんだっていうお話を聞いたことがございますので、今後この計画、残り3校ですか、進めていく中で資材の高騰あるいは不足等によって、計画に影響は出ないのかなっていう懸念があります

ので、その辺の現在の考えについて伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今、質問がありました、資材の高騰、資材不足による計画への影響、あるいは今後の計画について、どうなのかというご質問にお答えいたします。まず、資材や人件費の高騰により工事費については、年々上昇しております。また、本年度散布小中学校の改修工事では、議員さんが心配されておりました資材の不足はなかったというふうに聞いておりますが、ただ、今後についてはこの情勢ですので、不透明な状況と認識しております。今後の改修等の計画あるいは影響につきましては、先ほど担当課長がお話ししましたとおり、学校の適正規模、適正配置について、今まさに検討を進めている最中ですので、改修が必要な時期、あるいは場所、規模等を十分見極めながら計画の方を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） どう理解したらいいかわからないんですけど、今後、検討される適正規模ということになってくるのかなと思うんですけど、どこをどうっていうことは今ここではこれ以上答弁求めませんが、一つこの改修にあたって先ほど2カ所床がタイルになっているということは当然ウェットですよね。改修にあたってはここらへんもドライにしていくという方向性でいくのかどうかだけ答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 議員言われるとおりこれからの改修につきましては、そのような形で取り進めさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） では3点目、教員住宅改修事業についてということで通告しております。令和3年度の実施計画では、令和3年度に散布中と茶内中、令和4年度に茶内中と浜小、令和5年度は浜小と霧小の教員住宅の改修が予定されており、3年度については実施されております。令和4年度、今年度の総合計画、実施計画のローリングの中で教員住宅改修事業そのものが削除されております。教員住宅の環境を整備ということは、教員の確保は特に若い先生方の確保にとっては不可欠なものであると思うので、やはり環境を良くして、若い先生方が来られるような準備をするということが大事なんだろうと思うんですよ。それでまず、実施計画が見直されて事業が削除された理由、

経緯等を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） ご質問にお答えいたします。これまで老朽化した教員住宅の改修を計画的に進めてまいりましたが、少しでも新しい住宅に入居したいということはむろんのこと、近年、議員言われたとおり若い先生、また、単身で赴任する先生の増加によりまして、現在所有する、住宅の間取りでは広過ぎるといったニーズの変化もありまして、改修維持に係る費用や年数を協議した結果、今後は民間アパートへのあっせん、それと、プロポーザルによる教員専用アパートの導入を検討していくことといたしましたので、既存住宅の改修につきましては、総合計画の実施計画から一旦外させていただいたという状況です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 間取り等も含めてニーズに合わなくなってきた中で見直しを図ったということの説明だったかなと理解します。今後はこの民間アパート、今現在もこの民間アパートに入られる方もいますけれども、今言われたプロポーザル方式による教員住宅の要は新築ですねこれは。こういうことも検討する中で、今回の改修計画は要は取り消すと、要は廃止するということだと理解しました。それで、要は肝心なのは教員住宅を確保するという視点、それもこういう環境の中で確保するということの事業、そのこと自体は今後も必要なことでありますので、どの時点で計画に反映されて、例えば来年度5年度のローリングの中でこういう計画をして進めていくっていうものがある程度見えてこないか、ただ単にこの事業を廃止してしまったというだけで終わってしまうので、その辺の考え方を現在の計画ではどう考えているのか、通告ではPFI方式などによる改築案はということで通告しておりますけれども、PFI、プロポーザルについては、現在進めている医師住宅の件でこの違い等も理解しておりますので、プロポーザル方式を進めるということを基本に進めていかれるのかどうか、計画年度はいつになるのかということも合わせて伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 教員住宅の改修の部分のことですが、来年度につきましては教員からアンケートをとって教員の意向といたしますか、そういうのもしっかり把握していこうというふうに考えてございます。また計画の中でローリングでどう変わってくるのかということもあるんですけども、事務局として考えているのは、一般教諭に

つきましては、やはり学校周辺の教員住宅っていう部分より民間アパートの方が入りたがっているっていうのも現状であります。ただ、管理職につきましては、やっぱり夜間の部分とか、災害時における学校の管理は教育委員会としてお願いしておりますので、学校周辺の教員住宅を管理職用では整備は続けていかなければならないかなというふうには考えてございます。ですので、申し訳ございませんが5年度に意識調査をさせていただきたいというふうに思いますし、先ほどお話されていきました。プロポーザルの導入の部分ですけれども、これも議員言われるとおり、今年、医師住宅で行っておりますので、それを参考にしながら教員住宅の教員専用のアパートもどのように取り進めるかというの、参考にしながら進めたいと思いますし、できれば、今年、医師住宅をやっておりますので、来年度はできれば教員住宅の部分もできればいいかなというふうに事務局は考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） およそ理解をしました。それで、もちろん整備も必要ですから、十分認識されていると思いますので進めていただきたいと思いますけれども、もう一つ残る懸念が要は特に私茶内に住んでいますので、道道沿いにある使用不能な教員住宅というのは、景観上もそうですし、老朽化の度合いも進む一方の中で、やはりある程度、優先順位を定めて使用不能な教員住宅を除却するというのも計画的に進めていく必要があるのかなと思うんですけれども、その点についてのお考えを伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 使用していない住宅の関係なんですけれども、現在使用していない住宅も非常に多くなっておりまして、大抵町内では23戸が老朽化のため使用できないと判断している状況でございます。この23戸の他に閉校になった学校で老朽化、また耐震性がないなどの校舎や体育館がございますので、これも解体の必要性があるのかなというふうに考えてございます。いずれにしましても、町が所管する公共施設や集会施設等にも解体の検討しなければならない物件等もあると思いますので、教育委員会としましては、所管する物件の解体順位をしっかりと位置付けしながら、時期については総合計画のローリング予算編成の際に町部局と協議を進めていきながら、解体、除却について検討していきたいというふうに思います。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 通告にしたがいまして、湿原周辺の道道にエゾシカ侵入防止電気柵の設置をということで質問をしたいと思っております。エゾシカの道内推定生息数は、東部、西部で60万頭を超える高止まりの状況にあります。今年10月、厚岸町と標津町でエゾシカが絡む死亡事故が発生しました。2021年の道警調査では、道内のエゾシカが関係する交通事故件数は4009件、5年連続で更新し、1日平均10件を超えております。日本損保協会の調査によりますと、エゾシカとの事故による車両保険の支払い額は1件平均58万2000円とされております。浜中町を代表する観光スポット霧多布湿原は、花の季節を終えると銃から逃れたエゾシカの避難場所と越冬場所に変容し、集まったエゾシカは日夜エサを求め道路を縦横無尽に横断しているのが現実であります。道道別海厚岸線に沿って、琵琶瀬地区から新川東地区まで設置されている電気柵はエゾシカ侵入防止に一定の効果が見られております。また、これらは災害時の避難道路でもあり、安全な交通環境の確保から早急なロードキル対策の考えを伺っていききたいなと思っております。その質問に入る前にもう少し時間をいただいて、エゾシカの生態、習性について触れたいと思っております。身近な動物でありますから皆様も知ることも多いと思っておりますが、寿命は概ね14年から20年、性格は臆病で警戒心が強い動物であります。視覚聴覚が人間並みと言われて嗅覚が非常に発達していて臭いで危険を察知すると言われております。視覚は目に反射版がありますから、基本的には夜行性と言われております。行動パターンですが、繁殖時期が終わればオス、メスは別行動になります。メスは定住性と言われております。行動範囲は50haから100ha。睡眠は1日2時間昼夜問わず仮眠をし、安全な場所なら立ったまま仮眠するそうであります。エゾシカは一夫多妻でありまして、妊娠率は春に生まれた1歳メスが秋には70%、2歳で80%から100%と言われておりまして、稀に2頭産む事もあります。ということで大変高い繁殖率で知られております。シカは牛と同じ4つの胃袋、反芻胃を持ち、消化能力が高く植物の質が悪くても十分な栄養を得ることができると言われております。昼夜問わず2時間から3時間採食し、2時間から4時間反芻するリズムを繰り返すそうあります。エサは1日3kgから5kgといわれております。この採食が強い繁殖率に繋がっている。このことから柵の設置でエサとなる場所に近づけないようにすることが必要だとされております。これは専門分野からの指摘であります。

ということで質問させていただきたいと思っております。最初の質問であります。湿原周辺の電気柵未設置箇所における、設置の予定を伺いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 現在設置されております電気柵の経過につきましては、私のほうから説明させていただきます。現在設置されている電気柵につきましては、町独自で決めました霧多布湿原エゾシカ対策事業補助金交付要綱に基づき補助金を支出し設置されております。この事業はラムサール条約登録湿地である霧多布湿原の植生をエゾシカによる食害から保護するため、地域住民団体等が霧多布湿原の自然環境保全、植生保護等の活動実施及び推進することを趣旨として補助金を交付しています。この補助金の交付実績については、平成25年度に仲の浜自治会、浜中町観光協会、特定非営利活動法人霧多布ナショナルトラストを構成員とする仲の浜地区エゾシカ対策委員会、平成26年度には琵琶瀬自治会、浜中漁協協同組合、琵琶瀬実行組合、浜中町観光協会、特定非営利活動法人霧多布ナショナルトラストを構成員とする琵琶瀬地区エゾシカ対策委員会、平成27年度には新川自治会、浜中町観光協会、特定非営利活動法人霧多布ナショナルトラストを構成員とする新川地区エゾシカ対策委員会に対して補助金を交付している状況です。議員おっしゃるように、この電気柵によってエゾシカ侵入防止に一定の効果はあると考えられますが、この補助金の活用については、霧多布湿原に対するエゾシカの食害から保護することを目的として交付され、電気柵を設置したという経過になっております。それ以降については、地域住民団体等からの要望はありませんので、この補助金を活用した設置の予定はないと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 要望がなければしないというそのような捉えでよろしいですか。私は電気柵の設置箇所を、琵琶瀬の坂下から奥琵琶瀬から新川東まで電気柵が設置されているのは確認してきました。一部、琵琶瀬のあたりがシカに壊されているのかどうかわかりませんが、琵琶瀬の学校で餌付けをしているようなそんなところも見られますし、ペンションポーチのあたりで11月の中頃シカが死んでいましたけれども、多分、交通事故だったんだろうと思っております。それでもその間、琵琶瀬から新川までの電気柵の効果っていうのは本当にありまして、私たちも安心して通っているんですが、この琵琶瀬坂下から渡散布の入口付近、2kmあるんですよ。できればそこまで電気柵を設置してほしいと思って質問に上げたんですが、ずっとこの何年もなんですが、琵琶瀬に電気柵さくが設置されてから、奥琵琶瀬まで電気柵が設置されていますから、そこに相当数のシカが溜まっているんですよ。多分エサを採食しているんだと思いますが、それが

夕方になると、展望台付近に上がってくるんです。そして草地を餌場としているんですが、琵琶瀬の上り坂から掘割になっていますから、あの間で事故等があります。危険箇所は1カ所になっているんですが、相当のシカが展望台周辺で草を食べている光景は毎年のことでもあります。ですから先ほども言いましたが、繁殖の増加に繋がっていることが、そういうその栄養のあるような草を食べさせていることが一つの増加に繋がっているということでもありますから、できれば琵琶瀬の上り坂から渡散布の入口あたりまで電気柵を設置して、繰り返しをさせないようにするというのも私は一つの方法でありますし、ロードキルにも繋がっていると思っています。それからもう一つ暮帰別から榊町の間、だいたい直線で8 kmあるんですよ。暮帰別の運動公園付近、リンクがあるんですが、あの辺は高台になっていますが、芝を刈って草が余っているんですが、もはやシカの餌場になっています。日中でも住宅に出て歩き回っております。環境としては子供たちを遊ばせるような、そういう環境ではないと思っております。暮帰別から榊町の間この11月頃でも、行ってみますと道端のシカの多さには驚きました。私たちの地域は山に囲まれています、日中はほとんど見ることはないんですよ。ほとんど夜間行動なんです。それで、そういう危機感というかシカとの遭遇というのがあまり地域の中ではないので、夕方になれば丸山の入口あたりでも出てきていますが、その程度でほとんど夜の行動で朝みると糞が落ちていたり住宅のそばの花だとかそういうものは、採食されています。ですが、この暮帰別から榊町の間、この道道びっくりしました。そして、悠々と干場に渡っていくんですね。人慣れしているという印象を受けました。それからもう1カ所、MGロードから湿原センターまで片道3 kmあります。私はMGロードの直線はシカの横断ということに対してはあまりわかりませんが、避難道路でもありますから、安全な交通環境を考えれば防護柵の設置も必要ではないかなと思っております。また、ロード付近も貴重な湿原植生の群落地でもありますから、電気柵の設置が必要だと私は思っております。先ほどシカの習性等も話しましたが、もう少し触れてみたいと思います、エゾシカは塩分補給が必要なんです。シカは馬と同じく胆のうがないんだそうです。それで、草を食べざるを得ないというそういうことになっていて、シカが生きていくうえで非常に重要なのがこの塩分補給なんです。塩分不足のシカは消化、出産、出乳、そして子供の成長に支障が出やすいというふうに言われています。沿岸地域に住む生息シカですが、全部を含む栄養価の高い草を食べ沿岸の塩水を舐めてミネラル補給をしていると言われていたんですが、皮肉にも肉の評価と言えば肉質がやわらかく、

シカ特有の匂いがなく臭みがないという、そういう高い評価を受けております。最近ですが、驚いたことに道路に使う凍結防止剤、塩化カルシウム、塩化ナトリウムですが、これを補給源にしていると言われております。間接的に我々人間がシカ健康増進を促進、頭数増大に一役を買っているというそんなようなことになるのかなと思います。この頭数を増やさないためにも、塩分とかミネラル補給をさせないためにもシカ柵が必要なんです。当然それは頭数が減るとロードキル対策にもなりますし、浜中町が毎年シカの頭数を減らすために、狩猟に対して1000万円の予算を投じています。今年は1059万6000円、大体2110頭ぐらい。これだけやっても減らないシカですからこういう対策も頭数を減らす、そういうことに繋がってくと思ったんですよ。もう一度、電気柵の設置はやらないのか、できないのか、答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えします。議員のご質問については、まずロードキル対策としての電気柵の設置をしないのかというところでございますけれども、まずは質問の内容としては渡散布と琵琶瀬間、それから暮帰別から榊町間、それからMGロード、こういったところに電気柵の設置が必要ではないかというふうにご質問されたのとらえております。その上でお答えいたしますと、まず、琵琶瀬から新川東まで各地域が設置しております電気柵につきましては、目的としては植生の保護ということでお伺いしております。それで、現状のロードキル対策ということになりますけれども、まず暮帰別から榊町の間になりますが、こちらについては議員ご指摘のとおり大変シカの横断が多い場所でございますので、建設課としてはまずこの区間にシカ柵の防護柵を設置していただくように、道道の管理者であります北海道建設管理部へ要望を上げております。こちら要望している方法としましては、国道沿いに設置されているような金網フェンスのイメージでございます。この要望でございますが、平成28年から要望してございますけれども、道道の管理者、北海道建設管理部からは事情としては各自治体から多くの要望が出されておまして、限られた予算内で優先順に事業を実施しておりますので、今現在、採択に至ってないということでございますが、道内に実証実験としてシカ柵を設置している事例もありますので、そういった成果も踏まえて検討を継続するという回答でございます。また、MGロードのシカ柵についてもこちらも道道でございますので、北海道建設管理部の方に率直にお伺いをしてみたところ回答としましては、非常に有名な観光名所でございますので、町内外に景観を重視される方が大勢

いらっしゃるといことが予想されますので、シカ柵設置については景観を壊しかねないということから、慎重な判断を要すること、また現状において別海厚岸線、主要道道であってもシカ柵設置の予算措置に至っていないという状況考えると、MGロードについてはシカ柵設置は難しいというような回答でございました。あとは、琵琶瀬から渡散布については、今日ご質問にあつて議員の方からそういった要望も出されましたので、こちらの方については状況等も確認した上で、こちらも道道ですので道の方に要望してまいりたいというふうに考えております。いずれにしても建設課としましては、ロードキル対策は道道の管理者であります北海道建設管理部の方へ出役状況が多いという状況ですとか、あとはシカ柵設置の声が上がっているということを強く要望を継続しながら、また、野生動物との衝突を避けるために飛び出しの多い場所ではスピードを落として走行していただけるようなことが基本となりますので、そういった飛び出しに注意してもらえるような効果的な標識の設置、あるいは舗装所へのロードマークのペイント等についても、合わせて建設管理部の方に要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 建設課から前向きな答弁をいただいたと思いますが、すべて北海道の考え方一つということになるようでありまして、非常に心細いなと思つて伺つておりました。それでも北海道の予算次第ということになるんですか、金網は一昨年ですか、決算審査委員会のときに、浜中町で使つている金網柵と電気柵の単価を聞きましたら金網は1m2000円、電気柵が1m247円という答弁があつたんですが、電気柵もこのようなご時世ですから恐らく多少は上がつているのかと思つておりますが、相当の開きがあるんですね。本当は全て金網柵でこのロードキル含めて、この干場に入らない、そういう対策に金網を使つてもらえると、ほぼ永久に近い対策になると思つますが、電気柵はやはり耐用年数みたいなものもあつたりシカに破られたり、そういうことになりますから、管理も大変かなというふうには思つております。建設課長の答弁ですから、ぜひとも北海道に強く要望していただいて、琵琶瀬から渡りまでの間、暮帰別から榊町の間、これやっぱり急いでもらわないと、本当にロードキルのような事故に繋がるような相当な頭数が道路横断していますから、また、当然、榊町地区も干場に入っていますから。当然住宅の周りもうろうろしています。昼間からですからね。その対策も含めて、ぜひとも実現してほしいと思つています。2つ目の電気柵を設置した場合

は、費用はどのくらいかかりますかっていう、質問を出してもこれだめですね。当然、電気柵設置、新たにできない、今現在はできないということであれば、道道ですから道の関係もありますから、電気柵以外どのような対策があるのか限られてしまうと思えますけど、電気柵以外の方法で何かロードキル対策ができるというものがあれば紹介してほしいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。ロードキル対策、電気柵以外の方法についてどういうものがあるかということのご質問だと受け止めておりますけども、車運転中に野生動物と衝突してしまうことをロードキルと呼ぶということでございます。この方法についてどのようなものがあるか、調べてみたところ大きくは区分として2つございます。まずひとつは、構築物の設置など物理的なフェンス等、そういったものがございます。あとは動物の心理的バリアを利用する物、この2通りということに分けられる様でございます。物理的なものにつきましては先ほど言いました金網のフェンスということで、イメージとしては国道の両脇に設置されているような、高さ2mから2m50cmのものでございます。一方で動物の心理的バリアを利用する方法としては匂いですとか音、それから光の反射で追い払う方法、こういったものが、北海道の他の地域で試みられているという情報でございます。まず、においというものでは動物の嫌うにおいの液体の散布ですとか、液体を染み込ませたシートを吊るしたりとか、する方法があるようでございます。音の方では近づくと、爆音が流れる方法ということでございます。光のほうでは道路の路肩にポールを立てまして、反射鏡を設置すると車両が通りますと、車両のヘッドライトが反射して動物に進入をためらわせるという仕組みということでございます。電気柵につきましても、接触することで動物が電気を感じて嫌がる仕組みということで、カテゴリーとしては動物の心理を利用する部類だというふうに考えられます。方法としては以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。金網柵から見たらちょっと心もとないような対策だなと思いますが、やはり北海道からは金網柵の設置予算を投じてほしいなと思いますので、課長頑張ってください。北海道でも今課長言われた北海道エゾシカ管理計画の中でこのフェンス等の整備に対して応援をするような、そういうことになっているんだろうなと思っております。エゾシカの生息域の拡大によって当然人身事故につ

ながっておりますし、また市街地を中心に事故等もありますが、そういう防止対策も必要だと思えます。浜中町のシカ駆除対策で先ほど言いました毎年2000頭の予算を投じております。そのようなことから、北海道にはエゾシカ管理計画というものがありますが、浜中町でエゾシカ防止計画、そういうものを作ろうかという考え方はないのか伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） やはりシカの個体数をきちんと把握、そして管理することが大事だと考えております。エゾシカに限らず野生動物の個体管理の理想は絶滅も増え過ぎも避け、できる限り適正な水準に位置することであると思えますが、生存率や繁殖率等は環境と共に変化するため、正確な情報は得られることは困難でございます。それで、個体数を管理するために、エゾシカ捕獲推進プランというのがございます。地域ごとの市町村捕獲プラン目標数というのを制定されておまして、浜中町の場合でいけば、年間3140頭を目標に駆除するという計画になっております。なお、この3140頭という目標数値には先ほどお話あった有害駆除2000頭プラス研究捕獲、それから一般狩猟、これらの数を足したもので3140頭クリアすれば、将来的には個体数は減るということを道としての計画でうたっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） そうですか。なかなか3000頭は手が届かないような頭数ですよね。ハンターが増えてくるとその頭数まで近付けるのかなってという思いもあります。なかなか今の現状では難しいんだろうと思えますが、提案ですが、ちょっとロードキルから飛躍するかもしれませんが、増加するこのエゾシカから湿原を守る、今も守っていますが、それから森林を守る、牧草地を守る、それから当然、干場も守ると合わせてロードキル対策も含めて防護柵の設置、なかなか頭数を減らせないという今の現状でやっぱり防護柵が効果的なものだと思っておりますので、クラウドファンディングを活用し、寄附金を募って、この防護柵の設置をできないものなのか提案をしたいと思えます。今年元年にやった酪農学園大学の調査報告書を見まして、平成26年にエゾシカの食害を受けたということで、先ほど説明がありましたように電気柵が設置されて、その効果が証明されております。しかし、それ以外にも湿原においては被害が発生をしております。防護柵以外の植栽被害が高いというのが酪農学園の調査報告ですが、特に種数の少ない回復力の低いバラ科のワレモコウやイネ科、低木等の被害が見られて踏圧等

もあり、将来的には被害が顕著化する可能性が起きてきております。また、くどいようですがシカが昆布干場、市街地に出没して当然、人との軋轢が増えております。それから森林被害であります。食害と剥皮被害が全体の7割とされております。特に深刻なのは広葉樹の芽が採食されて更新されないということなんです。シマフクロウエイドが中心になって組合と漁業と役場とそれから道有林に使いますから、道ということになるので、昨年川の上流に金網フェンスを設置して広葉樹を植えるという活動が始まりました。今年も継続することになっておりますが、普通であれば常識であれば考えられないことなんです。針葉樹から広葉樹、子孫を残すために必ず花をつけ身を付けそれが当たり前のように綿毛になって大木にまで成長するのが普通なんです。そのことがないんですよ。ですから現在、設置されている電気柵の維持管理、そういうものもあります。要所要所にメーター2000円もする高価なものですが、それもクラウドでもしかしたら設置できるかもしれないと考えます。ですから、クラウドファンディングの活用をぜひともお願いしたいと思いますが、考え方を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 今、議員の方からロードキルの対策の関係でご質問ありましたが、議員言われているのはおそらく建設課長のほうも答弁させていただきますけど、道道でのロードキル対策というところに重点を置いてるかと思うんですよ。繰り返しになりますけども、道道はあくまでも道路管理者は北海道ですから北海道建設管理部の方に強く要望するという以外、町としては言いようがないところでございますし、クラウドファンディングを使ったとしても、あくまでも道道での用地ですからそれは道に許可取らなきゃならないということも含めると、その辺も含めて重ねて道の方に要望を上げたいと思っていますので、町としてはいたし方ないということも含めまして、ご理解願いたいなというふうに思っています。議員さんの下調べしていただきました琵琶瀬の坂下から暮帰別西までの電気柵ですよ。それはあくまでも地域団体が、町に要望して補助して維持の方も地域であっていただいているといったような電気柵でございますから、それと道路にあくまでもその湿原保護のための電気柵ということをとらえていただきまして、道路に入らないための電気柵ではないということのご理解を重ねてご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） クラウドファンディングですが、たしかに道道ですから本当は

道の責任分野だと思っておりますが、事業費があれば、北海道だってエゾシカ対策推進条例というのがあって、この北海道エゾシカ管理計画なんですから、それが交通事故対策でフェンスも整備しますよってなっているんですから。それから市街地の出没対策も北海道エゾシカ管理計画の中にあって整備を促進、市街地も人との軋轢があるそういう事故に繋がっていくようなところであれば、整備を促進するという市街地の出没対策まで道はやっていますから、ですから自治体がクラウドファンディングでお金が集まったらここに電気柵設置します、電気柵だったら草刈ったりなんなりそういうこともあるでしょうね。その単価が高い金網を設置しますよと言ったら、道はありがとうございますと絶対言いますよ。道はやれないんですから。できるだけクラウドファンディングを。やっている自治体もありますよ、町長。これは酪農を守ったり、森林を守ったり、ロードキルにはそれは向いていないと思いますけれども、農林漁業の被害のために3000万円の計画に対して2300万円くらい集まっていますよ。そして、設置プラス延長というそういう自治体もあります。最後になりますが、環境省のツイッターにこうあります。シカが日本の自然を食べ尽くす、というのがあります。生物多様性のたくさんの恵みを受けて、私たちの暮らしも支えられています。当然、自然も守られています。しかし、今、話したように増え続ける食害は牧草をはじめ農作物の被害、そして森林被害と下層植生の消失は水源涵養の経過と森林における生態系が失われつつあると思っております。加えて、エゾシカとの交通事故のロードキル対策が始まったばかりだと思っております。解決にはエゾシカの個体数の適正な駆除、防護柵の設置だと私も思っております。浜中町も自治体と北海道とそして国の協力いただきながら、解決に当たっていただきたいと思っております。最後に町長の考え方、見解を伺って終わりたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、言われた質問でありますけれども、道道ですから私の知っている道議会議員にその旨伝えて、うちの議会でそういう問題出ていると、道道なんだから道議会議員で知事に質問してクラウドファンディングやったらどうかということも含めて頼んでみます。うちからはちょっと言いづらいですよ。議員だったら言えると思うんです。道議会議員だったら。ちょっとやってみたいと思います。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時15分）

(再開 午後 3時45分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 通告書に沿ってご質問させていただきます。ポストコロナ時代の地域活性化について、人口減少や少子高齢化、激甚化する災害、新型コロナウイルス感染症の拡大など、多くの人々が日々の生活に不安と不自由さを感じています。しかし、そうした危機への対応はデジタル技術の活用や新たな社会生活への変革を促進させる契機だととらえ、誰もが希望を持てる持続可能なまちづくりを目指すために以下をご質問させていただきます。

人口減少対策と超高齢化に向けて具体的な取り組みはありますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。人口減少は全国的な問題である中、本町も自然減に加え、町外転出超過による社会減も重なって、人口減少に拍車がかかることを大変懸念しているところであります。急速な人口減少と少子高齢化、都市部への一極集中に歯止めをかけるべく、国が平成26年度にまちひとしごと創生法を制定、地方創生が今叫ばれることとなりました。本町も平成27年度に浜中町人口ビジョンと浜中町創生総合戦略令和2年度には第6期浜中町まちづくり総合計画、改定した浜中町人口ビジョンと浜中町創生総合戦略がスタートし、産業振興や子育て支援を中心に人口減対策を講じているところであります。本町の具体的な取り組みであります基幹産業につきましては、平成29年度から農業漁業商工業で同時にスタートさせた後継者就業交付金、これまで多くの学卒者やUターン者が本制度を活用されてきました。この制度は本町の基幹産業を将来にわたって、守り続けるための浜中町独自の後継者確保対策の重要な柱とっております。加えて私は働き世代の方が安心して子育てができる環境を整えるべく、そういった方々への支援を充実させることに力を傾注してまいりました。特に平成28年度に高校生世代までの医療費無償化の拡大を管内町村に先んじて実施したほか、保育料の負担軽減、結婚祝い金や出産祝い金の支給、さらに昨年度からは学校給食費の無償化と霧多布高等学校への給食提供、保育所での給食提供を実施してまいりました。令和5年度からはこれらのほか、これまでの公費負担9割にさせていただくと、産前産後期間の事業を町の全負担とし、これまで以上に利用しやすく、安心して出産できる環境を整えた

いと考えているところであります。また、伸展する高齢化につきましては、日本人の平均寿命が大きく伸び、少子高齢化が進む現代社会において高齢者対策を避けて通れない課題であります。本町もこれまで福祉灯油購入助成や、敬老バス等の利用料の支給など、各種施策を展開しております。特に敬老バス等など、利用料の支給に関しましては、令和元年度まで3000円だったものを令和2年度から5000円としております。今後これらの事業を継続していきたいと考えております。

人口減少に歯止めをかけること、これは浜中町の基幹産業を守るということでもあります。担い手生産人口をなんとかして確保して将来にわたって豊かな自然環境を生かした産業振興、地域経済の発展を目指すべく、これまでの施策を継続するとともに、時期に応じ町民の皆さんのニーズを十分に踏まえた施策も考えながら、引き続き人口減対策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今、松本町長が取り組んでこられました、さまざまな施策についてお伺いしました。特に私も産業に従事しているものとして、特に後継者の就業交付金、これは浜中独自の大きな制度というか、利用している方からも大変喜んでいただいております。さまざまな、こういったいい政策があるにもかかわらず、それでも人口減少は全国的に歯止めがかからない状況です。ましてやここは基幹産業という一次産業を大事にしたいという町であります。さまざまな施策があるんですが、それでも一次産業の従事者が減少しているように思います。それで私も漁業なんですけれども、漁業の外国人の就労者数についてお伺いしたいと思います。労働力、労働数の低下に関しては外国人の就労者でかなりカバーできているのかと思うんですが、漁業、特に農業の部分でも、就業者数は多いと思うんですけれども、ホームページを見ると、町の人口ですか、それは確認できます。以前も質問したことあるんですが、最新のもので人口浜中町の人口における外国からの就労者の数が1年ぐらいで増えているんじゃないかと思うんですけれども、もし分かればそちらお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 11月末の外国人の浜中町に登録がある方、これは就労者とは限りませんが人数は押さえていますのでお知らせします。11月末で男性の外国人が26名、女性の外国人が108名、合計で134名となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 浜中町の総人口数が5400人ぐらいだと、今朝も確認してきましたんですが、その中にこれらの外国人の就労の方も含まれているという理解でよろしいですね。それと町民の総数だけ見ると、これはもうそんなに減ってないかな、増えている月、移動のタイミングで増えている月もあったりするのかなって見てました。134名の外国人就労者の方はこれ世帯でも134になりますか。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 11月末の外国人の世帯数については、126世帯となっております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 承知しました。やはり一般的などいいますか、町民の人数は減っている、ただ外国人の就労者が増えてきているということで理解させていただきたいと思います。はいありがとうございます。

二つ目の質問、地域商店街の現状と今後に向けての対策等がありましたらお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それではご質問にお答えいたします。地域商店街の現状と今後に向けての対策はということでございます。本町の商店街は地域活性化の担い手、コミュニティを形成する場として長期にわたり地域住民の生活を支える役割を担ってまいりました。しかし、急速な人口減少や経営者の高齢化による後継者問題、店舗などの老朽化問題、さらには近隣市町村などへの大規模小売店の出店が相次ぎ、その影響による地域購買力の低下が進み、商店街を中心とする中心市街地の空洞化が顕著にあらわれてきております。また、近年、情報技術の進展により、ネット通販市場の拡大と競争の激化から商店街の業況はますます厳しいものとなっております。今後に向けての対策ということですが、これまで産業振興奨励補助制度や地域経済活性化促進奨励補助制度のほか、中小企業特別融資などのさまざまな支援策を講じてまいりました。また、後継者対策としては後継者就業交付金制度の創設により、事業承継対策もあわせて進めてきたところであります。地域企業への支援につきましては、昨年4月1日に施行されました、浜中町企業振興基本条例の目的である中小企業及び小規模事業者並びに個人事業者の振興を図り、本町の経済の発展と町民生活の向上の実現に向け、地域事業者、関連団体、商工会などと連携を図り、取り進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 先ほど9番議員さんからご質問でかなり重複しますので、ちょっと理解を深めるという意味で質問を伺いたいと思います。先ほども、町長の施策の中で、後継者の就業交付金、これは大変有効な制度だと私自身思っております。それで、現在この交付金ですけれども、これは要は同一家族というか、家族間の継承にのみに交付されるものでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） この就業交付金制度、これは農業、漁業、商工業それぞれ同じ時期に創設された制度でありまして、今議員おっしゃるとおり家族間、直系の基本的には家族ということで、息子さん並びにお孫さんこちらが対象になる。それから、例えば養子縁組された方もその対象にするということで、当初、お子さんのみっていうこともしていたんですけども、議員の方からもさまざまなこの制度の使い方、ちょっと幅が狭いので、もう少し多様な方に活用していただいたほうがよろしいんでないかといういろいろ提言も受けて今の形になったところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今の質問は商店街の部分ですね、霧多布市街の部分で言いますと、やはり飲食店がもともと、もう少しあったら便利かなというふうにも思っていたんですが、それでも減ってしまいました。この半年でいうと、多分、飲食店3店舗ぐらい、移動された方と閉店という形になった方がいらっしゃるか認識しています。そこでやはりこれ、家族での継承が理想的なのかもしれません。漁業も農業もそうだと思うんですが、それでも補いきれない部分が出てきて空き店舗というか廃業というか閉店になっていると思いますので、そこで一つ提案したいのが以前議論されているのかもしれませんが、家族ではなく例えば親戚だとまた近いかもしれないですし、あと全くその血の繋がりのない、ここは人口減少に対しても大きな問題になってきていると思います。それで今回でいうと飲食店を閉店したところに、家族以外の方がもし就業したいという話になった時に、もちろん不動産の部分の売買の分は別の話ですが、この就業交付金、これの対象になるように議論を進めていただくことはできませんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） ご質問お答えいたします。特に今お話あったとおり、霧多布地区は非常に飲食店の廃棄いわゆる廃業という店舗がちょっと目につくように

なってきた寂しい限りであります。この後継者就業交付金はそもそもの創設時は、しっかり家族間で事業承継するという本来の目的、しっかり産業を守るということでスタートした制度であります。ただ、時代の移り変わりとともに背景もやはり変わってきて、多様な方にこの就業する機会を与えるというのは一つの私は案だと思っております。ただいまの制度上それができないものですから、果たしてその就業交付金制度を改正すべきなのか、それともこの空き店舗に対する支援を新たに創設するという方法も考えるべきではないかということで、もちろん新規の着業者が増えて空き店舗活用されるというのは、一番浜中町にとって望ましい姿と思っておりますので、このあたりはオール浜中創造隊、それから企業振興プロジェクト中でも一つの提案として出てきていますので、しっかりこの形を具現化できるような、そういった話し合いも今している最中ですから、しっかりそのあたりは議会の場でもご提案できるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 店舗を経営されていた方に関しては、空き店舗を使ってもらえる、使わないでいるといずれ解体しなければならない問題が出てくる。新規で今例えば移住してくる方に関しては、新しく店舗を建てるよりも、居ぬきという形で使えますので、双方向にとって有効になるのではないかと考えました。それでやっぱり私は観光業をやっていますので、観光のお客様と話す機会がちょっとあります。今シーズンも、食事でちょっと不便した部分があって、こういう現状を話したときに、こういうお話、今質問した内容になったものですから、他地域でこういう制度があるっていうのは聞いたことがあります。店舗所有者、あと新規の移住ということを双方にとって都合のいい制度になりうるように検討していただきたいなと思います。

三つ目の質問に移らせていただきます。10年先の基幹産業をどのように想定してらっしゃいますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 10年先の基幹産業でありますけれども、今の状態を果たして想像してたかっていう現状ですよね。ですから、ちょっとすごく難しいと思うんです。赤潮等、流氷が来ると。そして戦争だとかそんなので影響を受けたということですから、ちょっと難しいなど。一般的だったと、普通だったらどうだろうっていうお答えをしていきたいというふうに思っております。初めに、酪農業に対しましてはこれまでさまざ

まな苦勞や工夫を重ねてきて、今日の浜中町の酪農の発展に至ったわけであります。現状としては、本町も酪農家が減少し続けているのが実態ではあります。加えて酪農業を取り巻く情勢といたしましては、コロナ禍や諸外国情勢の影響を受けている。さらには人手不足などさまざまな課題が山積しております。しかしながら、酪農は牛の飼育や経営など、酪農特有のハイレベルの技術が求められる。それゆえにおもしろさややりがいもあって、手間をかけた分返ってくる仕事だと私は思っております。この国の施策としては、人口減少による労働力不足解消の対策として、スマートと農業を取り入れ、ロボット技術やICTを活用した省力化、精密化や高品質生産を実現する施策、また、国際競争力の強化を図るため、畜産酪農収益力強化整備事業、いわゆる畜産クラスター事業により生産コストの削減、規模拡大、地域一体となっていく取り組みなどを行ってきているところであります。10年後の想定ということではありますけれども、10年後、そしてそれ以降も変化し続ける環境によって、酪農業の形も変化していく面もあると思っております。基本的には現状と大きく変わらないと私は考えております。酪農業も持続的な酪農生産基盤の構築が重要課題ととらえて、酪農家自身が持続可能な対策をそれぞれ講じております。その施策に対し、背中を後押しするのが我々の役目であります。その結果が生き、将来の酪農業の発展につながってほしいと願うところであります。次に漁業に関しましては、取り巻く環境は海洋環境が変動する中、増養殖事業の成果によりウニ、タコなどの漁獲が増えておりますが、主力漁種である秋サケなどが漁獲不振の状況にあります。それに、漁業従事者の減少、高齢化などにより、漁業におきましても、人手不足が大きな課題と認識しております。そのことを踏まえて、後継者対策である漁業後継者就業交付金による支援を行いながら、少しずつではありますが本制度を活用する方、そして後継者が増えていると感じております。主力のコンブ漁は水産多面的機能発揮対策事業を活用し、コンブ漁場となる藻場を清掃し安定的にコンブが収穫できるよう支援しておりますし、ウニ潜水による漁業やウニ養殖漁業は令和2年度に資料を安定供給するため、ウニ種苗生産センターを建設するなど、両漁協と連携し水産業の振興に取り組んでおります。現在、新たな養殖及びウニ養殖の事業者の増員などは、海面の使用状況から、区画漁業権の設定は難しいところでありますが、また、各漁協におきまして新規着業者の考え方も違いますし、10年後の想定につきましては、漁業も現状を踏まえたと、大きく変わらないと想定しているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。町長は10年後も現在とそう大きくは変わらないのではないかとということによろしいですかね。私は2010年に帰省をして、両親が漁業をやっていたものですから継承させてもらいました。そこで、今も1人で、手伝ってもらっている方はいるんですけども、まず自分のこと、今後何年漁師やれるかなって考えて、まず自分のこともそうですけど、あと周り先輩たちを見た時に、今、1人でちょっとコンブ漁に関してだけ発言させていただきます。コンブ漁者は10年後大きく減るのではないかとちょっと思ってるんですよ。それは、10年経つとももちろん年齢とりますので、その部分もありますが、あと、人口減少によるいわゆる陸まわりさんですか、手伝ってくれる方が減少して、要はコンブは獲るだけでは済まない仕事です。陸の仕事もありますので、やっぱりそこ人手の部分を見るとたくさん獲るというふうにはなっていないと思うんですよ。そうなったときに、例えば近所や親戚の方と協業をすとか、そういったことも考えられるのかなと。それはやっぱり数が減るからそうせざるを得ないんじゃないかと思ってる僕には10年後漁家が縮小するのはこれはもうしょうがない部分があるかと思うんですが、極端な減り方をしないような工夫を何かできないかなと思って僕はその協同っていう部分も、自分がする場合そうすることによって10年後にはきついかもしれないけど、もう10年、要は20年やれる、やりたいと考えられるようになるのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。今議員おっしゃいましたとおり漁家が協同で行うということについては、水産課としましては各漁協さんともお話ししております。ただ、そのことについて議員もご存知だと思いますが、漁師は皆さん社長でございます、協同作業はもう難しいということではっきり両漁協の方から言われておりますので、そのことについては難しいと思っております。あと、陸廻りさんとかの減少によるということで、昨年から生コンブの出荷っていう試験事業も行われておりますので、今後つきまして、まず、漁業権とかいろんなことは、漁協を通してのお話となりますので、漁協さんとお話させていただき、今後そのようなことについてやっていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） これは従事者として大きな問題ではあると思うんですが、今

これを解消していくのも、僕の役割の一つでもあると思っていますので、今後も何とか縮小しながらでも続けていける方法を考えたい、もちろんそこに関しては漁協と相談しながらと思っています。はい。ありがとうございます。

それでは、次に四つ目の質問に移らせていただきます。若者向けの政策はありますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。若者向けの施策ということでございますけれども、先ほど町長のご答弁にもございましたように産業後継者支援、あるいは子育て支援の施策がそのまま若者向けの政策に該当してくるものと考えております。また、浜中町創生総合戦略、総合計画もそうですけれども、そちらのそれぞれの基本目標の中で若い方が活用できる施策というものがございます。例えば人材育成を図ることを目的として、研修研鑽を重ねたいと考えている方への浜中町人づくり事業、それから介護医療職、保育職を目指す方々に対して支援する修学資金貸付制度、こちらなんかも施策として考えられるところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。ここは事業としては、支援の方法が幾つかあるということで承知いたしました。

それでは最後、五つ目の質問です。この部分は先ほど9番議員が質問していた部分と大きく関わるんですけども、今の若者向けの施策というところに、重複というか内容は一致するんですが、要はオールはまなか創造隊の活動状況はということですが、これを聞いたかったので若者向けの施策があるかという質問させていただいてます。先ほどのご答弁の中で理解した部分もありますが、まず、オールはまなか創造隊の活動状況です、これを改めてお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それではお答えいたします。オールはまなか創造隊の活動状況ということでございます。オールはまなか創造隊は地域経済の現状や課題などの見直しについて共有し、将来の浜中町を見据え議論し、話し合われた課題、施策等を浜中町地域企業振興プロジェクトへ提供する組織として設置しております。これまで2回の会議を開催しており、隊員からは地域課題についてさまざまな意見や今後求められる施策案などが出されたところでありますが、主に多かった意見としましては、空き店

舗の施設情報の発信、新規事業者支援策の創設、販路開拓に向けた各種支援など、多くの意見が出されたところであります。この創造隊より提出されました意見は、浜中町地域企業振興プロジェクト会議で現在協議されておりまして、中小企業の安定化と活性化に向けた具体的な取り組みを検討計画するほか、経済産業施策の効果や進捗状況を十分精査し、最終的には審議会を通して町へ提案する予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） まず、オールはまなか創造隊で2回の会議が開催されたということで、その上位組織である、地域企業振興プロジェクトの方までこの最初のネタは上がっているということですね。形としましては、ここからその2回目議論されたものが町に上がってくる、審議会の方で審査されているということですが、そこにまだ至っていないということですね。2回開催された、プロジェクトも一度開催された、なぜ審議会にかからなかったのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） まず、オールはまなか創造隊で出された意見というのは、この地域企業振興プロジェクト内で精査して、最終的にこの町へ提案するまでが一つのこの企業振興プロジェクトの役割であります。そこで町が企業振興プロジェクトのほうから提案されたものを、政策として進める場合、そのまま製作する方法も多分あるかと思うんですけども、基本的なこの基本条例に基づいて製作の必要性がある、審議会に図る必要があるとなった場合は、諮問機関で審議会のほうに町から提出という形になっておりまして、それを受けて審議会の方がその制度化についてしっかり協議していただいて、当然政策の必要性があるとなった場合には町長に対して施策の要望をこの審議会が答申という形で求めるような形になってくるかと思えます。ただ、このオールはまなか創造隊で出された意見がすべてこの審議会を通して政策制度化なるかということ、100%そうではなくてやはり実効性、当然、スピード感をもって作業進めるとなった場合は当然やはりそういったプロセスを踏まないで、この町長の判断にもなろうかと思うんですが、そういった制度化に向けた議論というのはまた別にしなければならないと思っていますので、なるべく実効性の伴う施策としては、さまざまな方法で進めていきたいそのように考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 当初、2年ぐらい前ですかオールはまなか創造隊を組織結成

するというときに私も手をあげたんです。ただ、やはり立場上NGということで、実はこの制度を大変期待していました。要は上の部分であった、若者向けの政策、これが若者が地域の若者が地域にどういう課題があって、それを何人かでもんで町に対して提案する。制度としては大変期待しているんですけども、当初2回会議されたものは、今回、町長のところまでいくような内容ではないという判断ででないということですね。はいわかりました。それは創造隊の方々の任期もあると思うんですが、次の会議、3回目の打ち合わせというんですか、開催の予定とかはございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） オールはまなか創造隊の3回目があるかということですが、この第2回の中で、ある程度一定の意見が出たものですから、今、企業プロジェクトの方ではしっかりその議論をして必要であればさらに創造隊と協議する場を設けたいと、こういうふうに思っております。そういったこともあって、今年度、年度当初からコロナなどによって、なかなかこの皆さんが一堂に会することもなかなか難しい状況で今日に至っていますが、年度内には少なくとも、この出された案、それとプロジェクト中である程度まとめられたものというのを、お互いこう共有しながら最終的にある町に提案する形には持っていきたいと思っておりますので、そのあたりは創造隊、プロジェクトともに、そのあたりの協議をこれからもっと進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 承知しました。ただ、今、会議の開催、集まっての会議がなかなか難しいということでしたが、コロナになってから、ウェブを使っての会議が随分開設されていると思います。僕も講演とか会議とか参加しようと思ったらいつももう毎日ズーム使うぐらい頻繁にそういう打ち合わせがあります。スマホ一つあれば一対一ではなくて複数人間でのウェブの会議を開催可能だと思いますので、創造隊の方々も任期がある中で思いがあって手を挙げてくれたと思いますので、ぜひ会議に関しては、できれば数回複数回ということで。あと招集しての会議が難しいということで会議を開催しないというのはもう会議やらない理由にならないと思うんですよ。スマホと今もう町内は全域ウェブ整備されましたね。ですので、特に若い方が多い創造隊かと思っておりますのでウェブ会議を中心に、ぜひ複数回開催していただきたいと思うんですが、そうするとそちらの事務局の方でホスト役になるかと思うんですが、その担当の方含めて、そこが

よっとやりにくいということであれば、課を越えてその得意な方が取り仕切るとか、ズームのホストの方をやっていただく、そういう準備があれば、すぐ創造隊員に呼びかけも可能かと思うんですが、その部分はいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 私4月からこのコロナっていうこともお話ししましたが、決してコロナを言い訳にするつもりは全くございません。やはりしっかりこの議論を進める中で、回数だけ重ねればいいのかっていうところも、当然、議論の中にありますので、せっかくこの創造隊から出された意見、貴重な意見がありますので、これをまずプロジェクトの中でしっかりまとめるということが大事だと思うんです。これが中途半端になってまた創造隊に落としてしまうと、結局そのプロジェクトの信用に関わってくることになりますので、創造隊をまず集めるにはしっかりプロジェクトの体制をちょっと見直す形でしっかりこの意見を大切に持っていきたい。それからこの創造隊も、プロジェクトも任期が2年なものですから、ちょうどこの2年の任期を迎えることになります。この再延長という形で再度またお願いすることになると思いますので、その旨、今年度中に隊員の方にも今の現状、それから今後に向けて再任という形をお願いできれば一番いいんですけども、そういったお願いも含めてこの創造隊、それからプロジェクトのメンバーにはお伝えしていこうかなと思っております。それから、その課を脱してっていう話もありましたけども、基本的には事務局は商工観光課で持っています。そのあたり私たちがしっかりリーダーシップをとってこの作業を進めてまいりたいと思いますので、必要があれば、当然、課を横断した議論というの、場面場面で必要になってくると思いますので、そのあたりは課の連携も図りながら、しっかりこのプロジェクトを形あるものにしていきたいと思っていますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） コロナ禍で暗い話題といいますか、ここに関していうと津波ですとかそういったことも考えて明るい話題が少ないです。その中で若い人が集まって地域の今後について話し合う、そういった集まりですので、ぜひ積極的に活動していただきたいなと思います。一つ目の質問に関しては以上です。ありがとうございました。

それでは二つ目、防災対策についてご質問させていただきます。津波災害時に避難困難地域の住民の命を守るため防災タワー建設に向けての話し合いが始まりました。万が

一の災害後、日常生活を続けるための仮設住宅の建設候補地が決まっていればお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。仮設住宅につきましては、応急仮設住宅として災害救助法が適用されるような大規模災害に被災者に一時的に住宅を提供するというものでございます。設置につきましては、原則都道府県知事が行うというものでございまして、そういうものでございますけれども、建設可能な用地や、建設可能な戸数、これについては市町村があらかじめ把握しておくというものになってございます。本町におきましては、現在19カ所の町有地を候補地としておりまして、全体で敷地面積約13万平米、建設可能戸数は861戸としてございます。具体的な場所につきましては、まず旧小学校・中学校のグラウンド、具体的には姉別、姉別南、円朱別、西円朱別、茶内第一、茶内第三、榊町、奔幌戸、貫人の9カ所、残りは、旧霧多布高校の跡地、総合体育館グラウンド、暮帰別潮見団地裏の敷地、旧学校給食センター跡地、浜中A団地裏敷地、浜中小学校グラウンド、茶内ふれあい広場、茶内小学校グラウンド、茶内中学校グラウンド旧役場庁舎跡地の10カ所、計19カ所となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。今19カ所全部メモ取ることできなかったんですが、この中には霧高グラウンドですとか、榊町もそうだと思うんですが、もしかすると津波1回来た場所も入っているということですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。この応急仮設住宅、災害もいろんな種類の災害がございますので、それに対応するための候補地ということでありまして、当然、津波で被害を受ければそこは使えないという形になりますし、例えば大雨災害でそのグラウンドなり、跡地が使用できるという状況であれば、もしそういう災害の場合は使用していくと、そういうような形になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第15 議案第78号 浜中町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第78号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第78号「浜中町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

現在、浜中町の下水道事業は地方公営企業法の非適用事業として特別会計で運営しておりますが、平成30年度に総務省より、人口3万人未満の下水道事業については、令和5年度までに公営企業会計へ移行するように通達があり、浜中町下水道事業においても、経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化を図るため、令和5年度から地方公営企業法の規定を適用し、公営企業へ移行することを目的に、本条例を制定するものであります。

条例の内容については、下水道事業を公営企業法の適用事業とするために必要な事項を規定し、附則では、下水道事業が公営企業へと移行することに伴う改正で「浜中町下水道事業特別会計条例」、「浜中町公共下水道設置条例」の2条例については廃止し、「浜中町事務分掌条例」、「浜中町情報公開条例」、「浜中町個人情報保護条例」、「浜中町職員定数条例」「浜中町集落排水処理施設設置条例」、「浜中町公共下水道条例」、「浜中町公共下水道事業等受益者分担金条例」、「浜中町水洗化等改造工事資金貸付条例」の計8条例については所要の改正するものであります。

なお、施行期日については令和5年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが詳細につきましては、上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君）（議案78号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第78号の質疑を行います。

川村議員。

○1番（川村義春君） 本条例の制定については、公営企業会計に移行する条例というふうに理解させていただいております。それで条例の第6条と第7条、ここに議会の同

意を要する賠償責任の免除というのと、議会の議決を要する負担金付き寄附の受領という条文がございます。それで、まず第6条の方の水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について10万円以下であれば同意は必要ないと、以上である場合は必要だということなんですけども、どういうケースがあるのか。わかれば教えていただきたい。

それと7条のほうの議会の議決を要する負担金付き寄附これについては寄附された条件そのものにも続いて、地方公共団体が法的な義務を負ってその義務が不履行の場合において当該寄附が解除される。いってみれば寄附されたものを返すという内容でありますけれども、当該、この水道事業の設置に関する条例といいますか、下水道の業務の中でこの負担金付き寄附というのは、どういう事態が想定されるか。そして、その受領された寄附金これが義務を果たせない場合その目的の価額が100万円以上のものについて、定めてありますけれども、どういう根拠で100万円という金額が示されたのか、その辺お聞きをしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ただいまのご質問にお答えします。まず第6条の部分ですけれども、議会の同意を要する賠償責任の免除、この部分ですけれども、どういった例がということなんですけども、例とすれば賠償に関するものなんですけども、職員が重大な過失を犯した、その内容とすれば、地方自治法の243条の2の2を準用しております、ほかに係る現金、有価証券、そういったものをなくした場合とか、あと車を傷つけたとそういったもので規定してございます。その10万円の根拠ですけれども、この条例を作るに当たって地方公営企業の設置等に関する条例の準則っていうのがございます。そちらを参考にしまして、賠償責任の免除、それ以上のものに対しては10万円以上ということを設定しておりますけども、この10万円の根拠ですけれども準則の中ではその賠償金額というのは日常定型的に生ずる賠償責任にかかる賠償額の金額勘案の上、当該金額を設計すると、そういったことになっております。それが大前提なとりますけども、浜中町としては新規の条例なものですから、他の事業体、近隣の事業体ですけれども、条例設定している事業体がありますので、そちらを主に参考にさせていただいて、事業規模として浜中町と同じような規模、そういった事業体を参考にさせていただいて、この金額に設定させていただいております。

続いて第7条でこの負担付きの寄附ということなんですけども、どういった事例がありま

すかっている内容ですけれども、例として仮に寄附を受ける、こういった寄附になるのかということ、例を上げますと、クリーンセンターに非常用の発電機を購入する計画があります。それに対して寄附者からそういう非常発電機を購入するために私が寄附したいんだと、そういった中身でそれによって、寄附しますけれども、条件付きいわゆるその寄附者が条件を出すということになるんですけども、その条件が仮に4年度中に購入して寄附するので4年度中に購入して設置しなさいと。そういったもので条件を付けた場合に、それが仮に履行されなければそれを返還しなきゃならないという義務が発生するんですけども、それに対して先ほど言われたこういった事例があるかと言いますと、そういった流れになるのかなと思っております。シミュレーションですけども、あった場合はそういうものがあるのかなといったこととございます。それと規定としている100万円以上のものとするといったものは、先ほど第6条も準則に従って、参考にして作ったということとありますけど、この7条も準則で同じようにうたわれております。こちらは先ほどと同じなんですけど、その浜中町の下水道事業の規模によって、その規模に応じ額を設定することとなっております。その規模が浜中町の規模というのは、先ほどと同じなんですけれども、近隣の町村の規模とほぼ似ていますので、こちらも他町村の条例を参考にさせていただいた部分が100万円以上ということで設定されております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 詳しく説明をいただきました。確認だけさせていただきたいんですけども、6条の部分については、例えば現金を無くした、あるいは自動車での運転によって事故を起こしたという、そういう場合の過失の状況が10万円以上であれば議会の議決を得ますよということで理解していいかどうか。

それと、第7条の負担金付き寄附については、例として、例えばクリーンセンターの非常灯機器を購入するといった場合に、年度を決めて決められた年度内に納入されなかった、購入しなかった場合については寄附者に返還するという義務を負うと。その金額が100万円以上であれば、議会の議決が必要ですよということだというふうに思っているんですけども、これらの金額についてはすべて、6条についても7条についても準則を活用している、準則によって定めているということとよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） お答えします。議員おっしゃるそのとおりでございます。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第78号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第79号 浜中町議会議員及び浜中町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 案第79号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第79号「浜中町議会議員及び浜中町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、最近における物価の上昇等を鑑み、公職選挙法施行令が改正され、選挙運動における「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」などの公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから、本町においても同施行令の改正に準じて、議会議員及び町長の選挙における公費負担に関する条例の関連規定を改正するものであります。

この度の改正の内容でございますが、「選挙運動用自動車の使用」では、選挙運動用自動車を借り入れる契約の場合は、経費の公費負担上限額「1万5800円」を「1万

6100円」に改め、選挙用自動車の燃料の供給に関する契約の場合は、燃料代の公費負担額上限額「7560円」を「7700円」に改めるものです。また、「選挙運動用ビラの作成」では、候補者が選挙用のビラを作成する場合の1枚あたりの公費負担上限額「7円51銭」を「7円73銭」に改め、「選挙運動用ポスターの作成」では、候補者が選挙運動用ポスターを作製する場合の1枚あたりの公費負担額の計算に用いる単価「525円6銭」を「541円31銭」に改めるものであります。

なお、施行期日については、公布の日から施行するものとし、適用区分については、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお、従前の例によるしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第79号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案79号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案79号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 80 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

◎日程第 18 議案第 81 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第 17 議案第 80 号及び日程第 18 議案第 81 号を一
括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 80 号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について」及び議案 81 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例の制定について」は関連がありますので、一括して提案の理
由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和 3 年 6 月 11 日に地方公務員法の一部を改正する法律が公
布されたことに伴い、職員の定年等に関する制度を新たに設けるための条例改正及び関
連する条例に係る条項の一部改正をしようとするものであります。

改正内容の概要を申し上げますと、「職員の定年等に関する条例」では、定年が段階
的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職
業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び定年前再任
用短時間勤務の制度を設け、その待遇についての規定を整備しようとするものでありま
す。

それに伴い、関連する「浜中町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、「公
益的法人等への浜中町職員の派遣等に関する条例」、「浜中町職員の分限及び懲戒につ
いての手續及び効果に関する条例」、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「浜
中町職員の育児休業等に関する条例」、「職員の給与に関する条例」、「浜中町職員旅
費支給条例」、「浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」における各引用
条項について一括して改正し、併せて待遇について整理を行うものであります。また、
「職員の再任用に関する条例」につきましては、職員の定年の引き上げ及び定年前再任
用短時間勤務制に係る規定の追加に伴い、従来 of 再任用制度を廃止することから、条例

を廃止するものとしております。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行としております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第80号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第81号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第80号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第82号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する
示談について

◎日程第20 議案第83号 公用車事故被害者損害賠償について

○議長（波岡玄智君） 日程第19 議案第82号及び日程第20 議案第83号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第82号及び議案第83号につきましては、関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第82号「公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について」提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、7月4日午後2時17分頃、ヤマタ飯高商店付近十字路で発生した車両物損事故で、相手車両は、浜中町霧多布西2条2丁目35番地の豊嶋正義さん使用の車両であります。

事故の概要は、職員がヤマタ飯高商店付近の十字路を右折しようとした際、ハンドルの切りすぎにより右折先対向車線の一時停止線前で停止していた相手車両右前バンパーに接触し損傷したもので、損害額は、10万2542円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により過失割合を町の過失100パーセントとし、相手車両損害等の全額を町が負担することで、8月5日示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第83号「公用車事故被害者損害賠償について」につきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

この度の事故は誠に遺憾であり、今後このような事故が起きないように安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第82号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第83号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第82号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第83号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第82号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後5時03分)